

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和3年9月14日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和3年9月14日（火曜日） 午前9時 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第98号議案～第121号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 滝川健司 副委員長 鈴木長良
委員 竹下修平 齊藤竜也 佐宗龍俊 澤田恵子 浅尾洋平
柴田賢治郎 小野田直美 山崎祐一 村田康助 山口洋一
長田共永 中西宏彰 丸山隆弘
議長 鈴木達雄

欠席委員（1名）

山田辰也

傍聴者 1人

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、監査委員、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代、請井悠人

開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 これより本日の会議を開きます。

第98号議案 令和2年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

昨日に引き続き、通告順序表に従って発言を許可します。

なお、本日も山田辰也委員より欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、昨日に続きまして質疑をさせていただきます。

3款2項4目でございます。介護保険事業費の中の配食サービス空白地域解消事業というのがあります。資料146ページであります。

当該事業に関わる運行車両の所有者及び管理者についてお伺いをします。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 この事業の運行車両の所有者及び管理責任者でございますが、当該事業運行車両の所有者は新城市で、車両管理者は新城市総務部行政課長でございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お伺いしてまいります。

成果報告書を見させていただきますと、ここにはシルバー人材センターさんにこの業務を委託されていると記載がされています。そして、夕食を週1回で配送ということですが、総務部で車両を管理してみえて、シルバーに委託をされているということですが、まずこの車両の常置場所はどこにあるのか、1点目、お伺いします。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 この車両のふだん置いてある場所でございますが、新城市の公用車の駐車場に置いてあります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ということは、シルバーに

お願いしてあるということですので、毎週火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、このときには夕食をお届けするということでもありますので、こちらに車両を取りにきて、そして食品加工業者、食材を作っただけのところまで車で出向き、そこで当日必要な食数を積載してお届けをするということで理解してよろしいのでしょうか。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そこで、お伺いをしますが、成果報告書を見ますとかなりの量が行っておりますが、ちなみにこの資料から見ますと車両に関する燃料費が9万5千円です。この9万5千円を1年間という計算をしますと12分の1をして約8千円の燃料費がかかっている。それをリッター単価で申しますと約60リッターぐらいになると思います。

それで、リッター当たりの燃費を見ますと、900キロぐらい月に走るということですが、果たしてこの鳳来北西、北部、そして作手の南部、鳳来西部、鳳来東部地区を巡回される中で、1か月に毎週4日間ですが、実際にこれの燃料費で賄えたということだと理解をしてもよろしいのでしょうか。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 こちらの車両で現在配達をしている地区というのが、鳳来北西部、あとは七郷一色方面、あと作手の北部、南部になりますが、こちらの燃料費で全て賄っております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。そこで、この車について、当然車種とか、それは軽自動車なのか普通自動車なのか。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 スズキの軽自動車のアルトでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 食材を運ぶということでありますので、通常の、今言った某メーカーの車両ですと、ある程度温度が下がっていないといけないのかなと思います。冬場だと、それほどでもないということなんです、普通はああいう車両は裏には冷蔵庫がついていて、そこに一定の温度が保たれていくということですが、そういったものではなく通常の今言われた某メーカーの車両だと。それが、軽の乗用車タイプだという、4ナンバーか5ナンバーが分かりませんが、そういった車両で対応していただけるということなんですか。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 配食に使っている車につきましては、普通の軽自動車なんですけれども、その中に大きめの発泡スチロールを置きまして、保冷剤をしっかりと凍ったものを詰めた状態で食事を作る業者に着いたところでお弁当を入れていきますけれども、1日の食数が多くても4食、5食ということで、それで今のところ問題なく配達できております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、3款1項3目の障害福祉費、重症心身障害児・者短期入所利用支援事業、134ページであります。

この事業の当初予算額29万8千円に対し、決算額8万3,700円が大幅に減額と書いてあり3分の1以下の執行額になっておりますが、その要因と見解を伺います。

○滝川健司委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 本事業は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方の居宅生活を支援するためのものがございます。

予算につきましては、過去の利用実績等に基づきまして計上させていただいております。

令和2年度中、この短期入所を利用された方は1名となっております。予算上もこの1名の方を見込んでおいたわけなんですけども、この方の御家族の判断によるものかと思われましても、これまでよりも大分利用が少なくなったということで、決算額が予算額に対し少額になったものということでございます。

○滝川健司委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 その要因もよく分かりました。私、基本的に3名予定していて1名だったからこれだけかなと思ったんですが、そういう事情ではないということがよく分かりましたので、ありがとうございます。

それで、この支援、実際に1名だということなんです、新城市内にこの支援が必要だと思われる市民の数は把握されておられるのでしょうか。

○滝川健司委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 この重度の障がい重複した方ということで、正確ではないんですけども市内に12、3名かと記憶しております。

ただ、そういった方が必ずこの事業を利用するというわけではなく、他の施設に入所されておったり、もしくは医療型の短期入所等を利用されるとか、他のサービスもございまして、現在のところ通常の医療型ではない短期入所のほうで利用されているのはこの方1人ということになっております。

○滝川健司委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 分かりました。

それでは、市で把握しておられる支援を申し出ていただければこの支援事業が利用できるという方がおおよそ12、3名の方ということなんです、これらの方々にはこの支援の詳細はきちんと説明されておられるのでしょうか。

○滝川健司委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 こちらの事業の仕組み、補助金なんですけども、交付先が利用者さんではなくこのサービスを提供した事業所に補

助するという形の制度になっておりまして、そちらにつきましては当然事業所は承知しておることでございます。

それから、サービスの利用につきましては、それぞれ障害をお持ちの方が相談事業所で作成したサービスの利用計画に基づいてサービスを受けていただいておりますので、そちらの相談事業所で把握しておるものと認識しております。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** 分かりました。再質疑ではありませんが、この支援が必要な人に十分に支援を受けていただく環境を、やはり市としてはつくっていただきたいと思っておりますので、ぜひ事業所への働きかけも含めて、それから個人の必要な方への周知、そういうことも含めて、せっかく予算が29万8千円取っていただいていたものですから、支援事業ですのでこれが全て執行できるぐらいももっとも支援をしていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

3の2の1老人福祉費、高齢者外出支援サービス利用拡大事業になります。成果報告書は45ページになります。

1、296万1,070円の決算額で利用者は429人ということでありましたが、利用の条件を伺います。

2、作手・鳳来地区を含む外出サービスが整ったということですが、どういうことなのか伺いたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 後藤高齢者支援課長。

○**後藤美紀高齢者支援課長** 高齢者外出支援サービス利用拡大事業につきまして、2つ質問をいただきましたので順次お答えします。

まず、この利用条件でございます。高齢者

外出支援サービス利用拡大事業ですが、2つの料金助成事業を行っております。

1つは、高齢者福祉タクシー料金助成で、利用条件は満80歳以上のひとり暮らしの方、満70歳以上の世帯員のみの方で満80歳以上の方、または、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた方や18歳未満の方と同居している満70歳以上の世帯員のみの方で満80歳以上の方となります。ただし、これらの条件を満たしていても、自家用車を保有し、その車を運転するための運転免許証を保有している世帯員がいる場合は対象外となります。

もう1つは、福祉有償運送料金の助成です。こちらは先ほどの条件に加えて、介護保険の要介護・要支援認定または身体障害者手帳の交付を受けた方が対象となります。

2番目の作手・鳳来地区を含む外出サービスが整ったということですが、新城地区・鳳来地区では、高齢者福祉タクシーや福祉有償運送に料金助成をしておりましたが、令和元年10月からは作手地区の福祉有償運送も助成の対象とし、市内全域で外出支援サービスを統一しました。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。この高齢者の外出支援サービスのことでありますが、これはいろいろな条件があつたんですが、基本的には80歳以上でないという駄目だということだと思います。

そして、市民からは「ちょっと厳しいのではないか」という声もあるんですが、その中で対象となる80歳以上の方々、条件も含めればこれを使えるという方になるんですが、市内には80歳以上の方は何人ぐらいいるのか、分かったら教えてください。

○**滝川健司委員長** 後藤高齢者支援課長。

○**後藤美紀高齢者支援課長** 申し訳ありません。今、手持ちの資料がございません。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** わかりました。また、分か

ったら教えていただければと思います。

ただ、私、何でこんな質疑をしたかという
と、80歳以上の対象の方ということなんです
が、結構いるかと思うんです。いる中で、利
用者が429人ということなものですから、高
齢化社会でこの東三河の中でも新城が一番市
の中では高齢化率が高いということで、やっ
ぱりこういったサービスを受けたいという方
が多くいるのではないかと思っています。

そこで、「緩和をしてほしい」という声も
聞いておりますので、ぜひ緩和をしていただ
ければと思うんですが、この条件の中で80歳
以上の方のひとり暮らしとか、あとは同居人
の方々がいても80歳以上の高齢者というこ
とで、しかもその条件に合ったとしても、そ
の中でほかの家族の人が車を持っていたら、ま
た免許証を持っていたらこの方は除外という
ことになりますので、非常に厳しいなと思
うんですが。

ある方に聞くと、やっぱり若い世帯の人た
ちが住んでても、日中仕事で行ってしまって
自分1人取り残されるのではないですけど、日
中1人で何か腹痛があったり、本当に困った
ときに、「車が使えないのでこのタクシーチ
ケットが必要だ」という声があるんですが、
こういった80歳、またしかも車を持ってい
たら駄目というのは厳し過ぎるので、緩和す
るとかいう要望をしたいんですが、今回決算
の中でそういう声、また今後の考え方がある
のかどうか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 まずはずみませ
ん。先ほどの80歳以上の方の人口ですけれ
ども、令和2年4月1日現在でございますが、
5,536人ございました。よろしく願い
たします。

あと、条件緩和につきましては、先ほど委
員が言われたこと、もちろん重々承知してお
ることでございます。本年度、車の免許を持
っている方で自家用車のある世帯は駄目です

よということだったんですけれども、本年度
4月からはその条件は緩和しまして、自家用
車がたとえあっても免許証を返納したと
か、そういうことで運転のできる方がいな
ければ対象とするようにしております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ちょっと緩
和されたということで評価したいと思いま
す。

ほかの市町見ても、やっぱり70歳以上とか、
65歳以上とかのサービスがありますので、ぜ
ひ5,500人以上いるわけですので、広くこ
ういったサービス利用できたらなと思ってお
ります。

次の質問に入りたいと思います。

3の3の1 児童福祉総務費、子育て世代包
括支援センター運営事業になります。成果報
告書は56ページになります。

1、市が行った子ども・子育て世帯生活実
態調査から生活困窮層の割合は17.4%とのこ
とであります。全国や県内と比較してどの
ように分析、検討されているのか伺います。

2、評価・課題では家庭単位で包括的な支
援、子どもの生活支援、子どもの就学・就労
支援、子どもの居場所づくりに取り組む必要
があるとのことありますが、具体的に市は
どのようなものを考え、検討しているのか伺
いたいと思います。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 1点目ですが、
生活困窮層を把握する生活実態調査につきま
しては、各自治体において独自に調査の方法
や対象などを設定しております。また、その
調査結果に基づく生活困窮層の定義について
も、各自治体における調査結果に応じて独自
に定義がされております。そのため、全国、
県内において統一の基準が設けられていない
ことから、単純に比較することができません。

各自治体ごとに生活実態調査にて得られた
結果を勘案し、施策を検討しています。

2点目ですが、本件調査結果をもとに、令和4年度を初年度とする第二期新城市こどもの未来応援事業計画を策定します。具体的な施策につきましては、現在、検討を進めております。なお、平成29年3月に策定しました新城市こどもの未来応援事業計画におきましては、当時の調査結果をもとに子育て世代包括支援センターの設置、こども園・小学校でのむし歯予防の推進、学習支援の内容充実と対象者拡充などを具体的施策に掲げ、実施しています。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。生活困窮層という定義も含めて、まだ統一されていないんだなということで改めて認識をさせていただきました。そういうことで、全国とか、他市町との比較をどういうふうにされているのかなと思ったんですが、そういうことで比較ができないということで理解をいたしました。

その中で、市が独自で行ったという形でこの子育て世帯の生活困窮層の状況、17.4%ということではありますが、こちらのほうは具体的にどういった生活の状況把握が分かったのかとか、あとは今後はやっぱり貧困の連鎖を断つための就労とか、就学というところが、私、すごく大事になるかと思いますが、そういった中でどういう支援策が新城では効果的ではないかと思っているのか。

また、こういったことを若者議会だとか、ほかの議会、ほかの地域の方々の課題解決のための施策、いろいろ新城はありますので、そういったところと絡めていく幅広い考え方があるのかどうか、そういったところはどう考えているのかどうか伺います。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 今回の生活実態調査におきまして、保護者世帯のみならず小学校5年生や中学校2年生の実際のお子さんについても調査をさせていただいて、様々な課題が見えてまいりまして、今回こども・子

育て世帯生活実態調査で取りまとめをさせていただきました。

また、昨年度関係機関にヒアリング調査を実施しまして、今後必要と思われる取組や課題などをヒアリング調査しております。今年度につきましては、さらに関係機関を集めたワーキンググループを行っておりまして、今後必要と思われる取組、課題について整理をさせていただいて、今年度こどもの未来応援事業計画第2期を策定してまいりたいと考えております。

現在、具体的な施策につきましては、ヒアリング調査やワーキンググループの中で検討を進めております。今後5年間、どういう支援策が必要であるかを現在具体的に進めている段階でありますので、また計画のほうで今後5年間の施策について取りまとめをさせていただきたいと思っております。

また、若者議会や地域の課題解決につながるようなという御意見をいただきましたので、そちらのほうも検討を計画策定の中でワーキンググループなどで話し合いをしてまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款2項1目の老人福祉費、クラスター防止対策費交付事業について入ります。

各事業所や施設のクラスター発生防止対策の交付金活用内容についてお伺いします。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 各事業所や施設のクラスター発生防止対策の交付金活用内容はということでございます。

交付金の活用内容につきましては、事業所でクラスター対策を目的とする経費として、その用途を限定せず広く活用していただけるように交付しております。

交付金の実績報告は不要として交付してお

りますので、活用内容は把握しておりません。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 了解しました。

各事業所の取組というのがいろいろあったと思います。私が承知している事業所にもいろいろお聞きした経緯もございまして、十分な面、また不十分な面というものも浮き上がってきておりました。

昨年、10万円給付の関係で受け取りと同時にアンケートを市のほうでやっていただいて、大勢の皆さんの声を聞きました。それにしっかりと合致したような中身の要望もたくさん、ある事業所では聞きまして、まさにこのクラスター防止対策費の交付事業というのが、時期的には遅かったんですけど、もっと早くこれも国のほうで対処してもらえればもっと活用できたかなと思うんですが、幸いにして、クラスターの発生というのはこの間ないと私自身も認識しております。

クラスターそのものについての定義ではありませんけれども、こういう介護施設も含めた施設に関してのクラスターの位置づけ、これはどういうふうにとっていったらいいのか、ちょっと関連して申し訳ないですが教えていただければと思うんですが。

○**滝川健司委員長** 滝川健康福祉部長。

○**滝川昭彦健康福祉部長** クラスターとはということで御質疑でありますけども、クラスターにつきましては県が国と感染拡大防止においてその事例について国からの調査団を派遣してもらって県のほうで調査を行っていただくというような大きな課題のあるような問題が発生した場合に、県が要請して、認定しておかれていくものですから、こちらのほうでこれがそうですとはなかなか言いづらいですけども、ある程度感染拡大の心配がされるような大きな事案と思っております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 分かりました。

あと、成果報告書からも少し関連して、こ

の対象事業費の50人以上、それから20人以上、それから上記以外の事業所ということで振り分けがされておまして、2,180万円の交付金がそれぞれ対象となるところへお配りされたということでありまして、肝心な対象となるこの事業所、それぞれまた入所施設の定員に応じたところのカウントされた事業所の数、それぞれ教えていただければと。

○**滝川健司委員長** 後藤高齢者支援課長。

○**後藤美紀高齢者支援課長** 今、手持ちである資料ですと細かいところまでは載っておりませんが、一応36事業者、87事業所となっております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** じゃ、詳細についてまたあと教えてください。お願いします。

続けて、質疑に入ります。

3款2項1目の老人福祉費、高齢者外出支援サービス利用拡大事業についてであります。先ほど浅尾委員からも質疑がありましたが、私のほうでは、この事業の開始以降、事業の浸透状況、またその成果についてお尋ねしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 後藤高齢者支援課長。

○**後藤美紀高齢者支援課長** この事業の開始以降の事業浸透状況及び成果でございます。

高齢者福祉タクシー料金助成事業は、平成13年度に旧新城市で開始し、初年度148人に給付しております。合併後の平成18年度は市内全域で208人に給付し、その後、平成28年度に地域の実情に合わせて福祉有償運送に対象を広げ、令和2年度は給付者が429人、助成実績は296万1,070円となっております。

この事業は市民の方に徐々に浸透し、給付者数は増加しています。高齢者の通院や買物等の日常生活の足に利用されております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** この事業に対して、やはり様々な要望がございます。鳳来地域を限定しますと、例えば、事業に携わっていない区域、

エリアからかなり遠くて外されるといふか、地域としてどうしてもこういう事業として展開できるような事業者が来てほしいとか、またこういうものを利用したいという方々もお見えになりまして、例えばでありますけれども、千枚田地域、四谷地域を仮定しますと、四谷地域でどうしても新城のほうへタクシーを使って行きたいと。片道3千円から5千円ぐらいかかるのかなと想定するんですけど、そういう場合にこの成果報告書から見ますと、タクシーを使った場合は1回利用700円までの助成を行うということになっておりますので、引く700円、残りは個人負担ですよという解釈でよろしいですかね。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 そこで、事業の浸透状況ということで先ほどお答え願ったわけですが、やはり例えばで今、四谷地域をお話しさせてもらったんですけども、その海老方面のほうで事業を起こして行っていききたいというような動きがあれば、また事業参画して外出支援サービスに参画して行うというような見方でよろしいんでしょうか。新たにまた事業を起こして、今活動している方々ではなくて違う形でまた起こしたいと。そういう場合の行政側のこういう援助というのはどのように考えておみえなのか。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 今、新城市が有償運送とタクシーに対して料金助成をしております。もし、新しい事業所を起こしたいということで福祉有償運送という形で行うのであればまたこちらと協議をした上で、条件が合えば助成対象にしていくことも可能かと思っております。

また、今、鳳来地区だけではないんですけども、各地域の自治区の中でやはり高齢者

の足の問題が出てきておりますので、山吉田地区のふれあい交通のように地区の中で助け合いの運送業をやろうという動きもありますので、料金助成に限らずそのような動きがありましたら一緒に考えて支援策は考えていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

次に入ります。

3款2項4目の介護保険事業費に入ります。包括的支援事業でございますが、地域包括ケアシステムの推進状況についてお伺いします。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 地域包括ケアシステムの進捗状況ですが、地域包括ケアシステムは高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などの福祉が一体的に提供されることを目標にしております。そのため、地域包括支援センターや高齢者ふれあい相談センターが高齢者の生活全般の身近な相談窓口となり、在宅医療相談窓口が医療に関する相談を受け、それぞれが協力して関係機関等と連携を図り、一人一人に合わせた支援を行っています。

また、配食サービスの充実や認知症カフェ、通いの場の増加により、地域のつながりができる場や支援を拡充しています。

併せて、包括ケアシステム関係の各部会で提案された地域の状況や課題等を地域包括ケア推進会議で検討し、問題解決に取り組んでいます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

活動自体、私自身も自分自身の経験の中からだんだん見えるようになりました。地域包括ケアそのものについての、事業所を中心にしてまずはスタートしていく。また、それを包括するように地域ケア会議によってサポートして、全体の方向性をとっていくという

う流れは大変結構なことでありますし。

ただ、もう1つ言えるのはこの認知症対策ですね、総合支援のケア対策というんですか。これが昨年度なかなかちょっと私自身、見えてこなかったものですから、広域連合議会の中でもそれぞれの議会の協議が行われてきたと思うんですが、いま一步、何か進んでないような気がしました。令和2年度の反省を踏まえて、今年新城市としても声を出していただきたいなと思うんですが、いかがですかね。

○滝川健司委員長 後藤高齢者支援課長。

○後藤美紀高齢者支援課長 認知症対策につきましては、認知症カフェと先ほど言いましたけれども、それ以外にも認知症初期集中支援事業というものもありますし、認知症ケアパスということでそれを活用、普及をしております。また、若年性認知症の方が徐々にふえてきておりますので、そちらの対応も考えております。

あと、認知症家族の方の交流会を行ったりだとか、あと認知症で外出したまま自宅に帰ることが困難になってしまった方の見守りネットワークということですけれども、そちらのほうも本年度強化をしたりだとかもしております。

あと、認知症サポーターを養成しましょうということで養成講座をやっております、昨年度はコロナの関係で数は減ってしまったんですけれども、本年度はやはり年度初めから希望も出ておりますし、またいろいろな企業さんの新人研修だとかそういうところでも認知症のサポーター養成講座を行いまして、今、サポーターもふやす努力をしております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

次に入ります。

3款3項1目の児童福祉総務費のクラスター防止対策費交付事業に入ります。

各事業所や施設のクラスター発生防止対策の交付金活用内容についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 クラスター発生防止対策の交付金活用内容につきましては、衛生備品、物品の購入費として活用いただいていると伺っています。

具体的には、空気清浄機、噴霧器などの備品購入や抗原検査キット、フェイスガード、アクリル板、防護服、体温計、マスク、消毒液などの衛生物品の購入費として活用いただいております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

この対象となった4事業所、成果報告書を見ますと、対象事業所は4事業所ということでございます。それで、交付金額でありますけれども、いろいろと気を遣わなければならない状況というのがこの施設ごと、また事業所ごとによってかなりあると思うんですけれども、この20万円、上記以外の事業所、それから20名以内が40万円、これ額で限定されてしまっているんですけれども、特に対象となる4事業所に対する交付金そのものについて、どうなんだろうかな、もうちょっとこれ膨らましてもよかったのではないかなとかそんな考えがあるんですけれども、これは何か基準があったんでしょうか、お伺いします。

○滝川健司委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 交付額については、施設定員の規模で異なっております、1事業所当たり20万円から60万円で、児童福祉の関係ですと、地域型保育事業所2施設、認可外保育施設4施設、児童養護施設1施設、ファミリーサポートセンター1事業に対して交付しております。

こちらのほうが、児童、福祉、介護の関係部署が集まりまして交付要綱を統一的な基準を定めまして、今回交付することに至った経過になります。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 そういう連携した会議の中

で御決定されたんなら何も言えなくなってしまうんですが、全国の例等々見ましてもこの事業所に対する交付額をもう少しこれは面倒を見てあげたほうがよかったのかなという御意見を申し添えさせていただきました。

終わります。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** それでは、4款2項3目クリーンセンター費、クリーンセンター整備事業、192ページです。成果報告書では76ページでありますが。

当初予算額2億5,892万2千円に対し、決算額が2,801万円と大幅に減額をされています。当初予算審査に当たり、この予算は長寿化計画に基づく設備の計画的改良のための費用であると説明を受けましたが、このように大幅に減額された要因と見解を伺います。

○**滝川健司委員長** 林生活環境課長。

○**林 弘一生活環境課長** 令和2年度におきましては、クリーンセンター整備事業として、灰安定化装置混練機1基の更新工事と、令和2年度・令和3年度の継続事業で、クリーンセンタークレーン更新工事、クレーン更新工事に伴う屋根開口工事、クレーン更新工事施工監理業務委託を発注しています。

令和2年度の支出といたしましては、クレーン更新工事及びクレーン更新工事に伴う工事監理業務委託の前払金や出来高払いの請求がなかったため、灰安定化装置混練機更新工事の完了払い2,728万円とクリーンセンター屋根開口工事の前払額73万円の合計2,801万円となりました。

なお、令和2年度当初予算額のうち、委託料172万9千円、工事請負費2億2,690万6千円は継続費として令和3年度に繰越しを行っています。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** 分かりました。基本的に長寿化計画ということで、計画的に進められておるということでありますので、基本的に計画どおりという理解でよろしいでしょうか。

○**滝川健司委員長** 林生活環境課長。

○**林 弘一生活環境課長** はい、そのとおりです。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** それでは、次の質疑に移ります。

4款2項4目し尿処理費、し尿等下水道投入施設整備事業、194ページ。成果報告書77ページであります。

当初予算額3億1,181万4千円に対し、決算額5,310万円が大幅に減額をされておりますが、その要因と見解を伺います。

○**滝川健司委員長** 林生活環境課長。

○**林 弘一生活環境課長** 令和2年度・令和3年度の継続事業として、旧施設である新城市清掃センターを解体撤去するため、解体工事及び施工監理業務委託の発注を行いました。

令和2年度の支出といたしましては、解体工事及び施工監理業務委託のいずれも出来高払いの請求がなかったため、解体工事の前払金5,310万円となりました。

なお、令和2年度当初予算額のうち、委託料521万4千円、工事請負費2億5,350万円は継続費として令和3年度に繰越しを行っております。

○**滝川健司委員長** 佐宗龍俊委員。

○**佐宗龍俊委員** わかりました。

先ほどのクリーンセンターの件では、長寿化計画ということで計画的な改良だということだったんですが、こちらの施設に関してはそのような計画的な改良というものはない

んでしょうか。

○滝川健司委員長 林生活環境課長。

○林 弘一生活環境課長 こちらの清掃センターの解体は既に用途が済んでおりまして、こちらを解体撤去しまして新しい施設として下水道等市の投入施設の建設が既に行われております。

○滝川健司委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、令和2年度に実施された内容については計画どおりであって、令和3年度の継続事業として令和3年度の事業に影響はないと考えてもよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 林生活環境課長。

○林 弘一生活環境課長 はい、そのとおりです。

○滝川健司委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは4の1の5予防費になります。予防接種事業で、成果報告書は67ページ。

1、高齢者インフルエンザ接種費用を県が65歳以上を対象に無料で実施したが、そのときの結果として接種人数はふえたのかどうか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 高齢者インフルエンザ接種人数につきましては、例年より増加いたしました。具体的には、令和2年度接種者は1万3,178人接種率80.0%で、令和元年度の1万1千人接種率67.3%、平成30年度の1万672人接種率65.5%と比較して1割以上増加したという状況です。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。増加したということで、やっぱり無料でインフルエンザの予防接種ができるということで、皆さん接種しやすくなったと思います。やっぱりこうした形で健康維持ということは非常

にいいかと思いますが、市としてもこういった増加計画を見て効果があったという認識でいいでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 自己負担が無料であったため、多少受けやすかったというようなことはあると思います。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やっぱり自己負担が無料ということで受けやすかったんだなと私自身も思います。

この決算の状況では、高齢者のインフルエンザの接種が無料ということで結果が分かったわけですが、この結果を受けて担当部局の中ですが、こうした効果があるということで今度子どものワクチン接種、例えばおたふくとか、子どものインフルエンザの予防接種の制度というのが東三河では新城だけ助成しておりませんので、そういった効果を見たときに助成していこうというような検討等はされているのか、そういうふうに感じたかどうか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 今回の高齢者インフルエンザにつきましては、新型コロナウイルスとの同時感染拡大を予防するために、県が負担してくれたものになっております。子どものおたふくですとか、インフルエンザにつきましては任意の予防接種となっております。国からの助成制度というものがありません。今後、国のほうも予防接種の状況によって変わってくるかもしれませんが、その辺の動向は気にしつつ、県内の市町村の状況等も気にしつつ考えていきたいと思います。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款1項3目農業振興費、生産組合運営事業についてお伺いします。資料は202ページであります。

1点目、地域に存在する生産組合の数及び報償費の単価について。

2点目、生産組合にお願いする主な内容について。

3点目、生産組合が存在しない地区への連絡方法はどのようにされてみえるのか。

以上、3点お願いします。

○滝川健司委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 それでは、生産組合運営事業につきまして3点御質疑いただいておりますが、まず生産組合長さんにつきましては、令和2年度の地方公務員法の改正によりまして、その位置づけが変更され、農政推進員として選任をしておりますので、以下、「生産組合」を「農政推進員」に置き換えて御答弁をさせていただきます。

1点目の農政推進員の数と報償費の単価ですが、令和2年度は、農政推進員は111地区に存在し、報償費の単価は年額6千円です。

続いて、2点目の農政推進員に依頼する業務内容としましては、各種調査報告書の配布及び取りまとめに関する事、周知事項の伝達及び印刷物等の回覧または掲示に関する事、農業者を対象とする連絡事務に関する事、その他市長が必要と認めることとなります。

続いて3点目になりますが、生産組合を解散した地区につきましては、現状、農政推進員が存在していませんが、連絡の窓口となる方を置いてほしいという依頼をさせていただいております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、2点目から再質疑させていただきます。

まず、お願いする調査というのがあります。例えば、どういったことでどのようなことをお願いしたか。ごく令和2年度に行われた事業の内容で結構でありますのでお願いします。

○滝川健司委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 調査につきましては、鳥獣害の被害状況ですとか、それから令和2年度ではありませんが、その前の年ですか5年に1度の農林業センサスとかそういったことをお願いさせていただいております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 わかりました。大変、生産組合さん、名称が変わったようですが、農政推進員さんについては大変御足労をおかけするという事になります。

そして、今、3点目に入りますが、存在しないところについては窓口の担当者、受付、そういった形のものをお願いしているということですが、鳥獣害の問題だとか、5年に一遍しかありませんがセンサス等をお願いする場合に、今までは生産組合長さんという名のもとに「絶対やるんだよ、また来るよ」というようなことで、皆さん自覚をしてみえたんです。ところが、どんどん過ぎると、そういうことが薄れてくる、そういう中で組織がない地域に対して今後大変かなと思うんですが、いま現在、窓口の方がそういう形の中で令和2年度も潤沢に動いておっただけということなんでしょうか。

○滝川健司委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 現状、例えば区長さんとかにお願いをしているわけですが、実態は機能はあまりしていないという状況でございます。

ですので、この令和4年4月からは、また農政推進員を各地区から選出をいただくようお願いしようと考えているところでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 確認しました。

では、次に参ります。

林業振興費についてお伺いします。創造の森等維持管理事業、資料214ページであります。

ここに執行額は24万4千円ということですが、その事業の成果についてお伺いをしたいと存じます。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 事業成果ということですが、すけれども、この事業につきましては、作手高里地内にあります創造の森の維持管理として草刈り1.7ヘクタールを実施したものです。

具体的には、創造の森にあります野鳥昆虫の森や郷土の森の斜面、それから散策路の草刈りを実施することで、散策に訪れる方が快適に散策いただけるようになったと考えております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そういった地域に訪れる方に対する部分だということに理解をさせていただきました。

同じく、6款3項2目であります林業振興費、森の未来づくり事業、事業の成果についてお伺いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 事業成果ということですが、すけれども、この事業につきましては、平成22年8月に策定いたしました新城市森づくり基本計画が最終年度を迎えたことから、10年間の成果と本市の森林・林業の現状・課題などを改めて整理いたしまして、次の10年間に向け第2次新城市森づくり基本計画を策定したものです。

具体的には、無作為に抽出しました18歳以上を対象とした市民アンケートの実施ですとか、パブリックコメントで市民の皆様から御意見をお伺いするとともに、森づくり会議を4回開催し、森づくり委員さんからの意見も

反映し、計画を策定いたしました。

それから、そのほかの事業といたしましては、間伐材運搬補助金並びに間伐材利用事業補助金を交付することで、森林の整備と、それから木材の搬出、それから利用の促進に努めました。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 山というのは、大変これを管理される方、また守っていく方も御苦労されておみえになるということにありますので、特に今、アンケートを取られた。そして、パブリックコメントもやられたということですが、そのアンケートの内容、またパブリックコメントの御意見について、その第2次計画にどのように反映されたのか、その点だけお伺いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 特に、市民の方のアンケートにつきましては、昨今の集中豪雨ですとか、台風等そういったところで非常に道路沿いの、特に危険な木に対しては伐採をしてほしいとかそういったことも多くの方から意見を頂いたところですので、今回の第2次の森づくり基本計画につきましては、そうした防災、減災も含めた森づくりということを1点、重点施策として挙げているところでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
ここで、換気のため、再開を10時10分として休憩します。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時09分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

~~~~~  
次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 6款1項3目の農業振興費、有害鳥獣対策事業について入ります。

イノシシの豚熱陽性以降の昨年度のイノシシによる被害推移についてお伺いします。

2点目であります。シカの生息数及び被害推移についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 1点目、イノシシの関係についてであります。市内における野生イノシシの豚熱陽性は、令和2年1月から3月までに14件の確認がありました。

豚熱発生以降の被害推移についてですが、平成30年度の被害面積は15.7ヘクタール、被害金額は174万3千円、令和元年度は12.4ヘクタール、151万3千円、令和2年度は3.8ヘクタール、102万円でした。令和30年度と令和2年度を比較しますと、被害面積で76%の減、被害金額で41%の減となっています。

2点目、シカについてですが、愛知県におけるニホンジカの推定生息数は、令和2年度時点で2万3,299頭で、近年は増加傾向にあるとされています。市内での被害推移について、平成30年度の被害面積は16.5ヘクタール、被害金額は393万6千円、令和元年度は15.8ヘクタール、366万3千円、令和2年度は11.2ヘクタール、200万8千円でした。平成30年度と令和2年度を比較しますと、被害面積で32%の減、被害金額で49%の減となっております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この被害状況からして、今度駆除についてもいろいろ成果報告書にも載っております。これに対して、特に報償費に関連して教えていただきたいわけであります。これ、被害推移とイコールになってくるものですから、ひとつお願いしたいと思えます。

それぞれサルからイノシシ、シカ、その他鳥も含めて、それからまた、基本的な報償費とプラス今回の場合、県からの上乗せもありましたわね、特に豚熱の関係のことも絡めて

あったわけでありますので、ひとつお願いします。

○滝川健司委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 それでは、まず最初に報償金ということでしたので、報償金の単価について御紹介をさせていただきます。

イノシシにつきましては成獣と幼獣との区別がございまして成獣につきましては2万3千円、幼獣につきましては1万6千円となっております。そのうち成獣についても幼獣についても1万3千円が県の上乗せがございします。それから、シカについては、成獣1万円、幼獣3千円となっております。サルにつきましては成獣2万円、幼獣1万3千円となっております。

その他獣類というものがございしますが、これにつきましては6種類ございまして、アライグマ、ハクビシン、野ウサギ、ヌートリア、タヌキ、アナグマの6種類でございまして、これらにつきましては1頭当たり1千円です。それから、鳥類がございまして、鳥類についても6種類ございまして、カワウ、アオサギ、ヒヨドリ、カラス、キジバト、スズメとなっております。これは1羽当たり200円となっております。

それから、令和2年度の報償金の内訳でございしますが、令和2年度支払い分でございしますが、イノシシにつきましては成獣で648万6千円、幼獣で56万円、シカにつきましては成獣で1,097万円、幼獣で2万1千円、サルにつきましては成獣で214万円、幼獣で2万6千円、その他獣類については46万2千円、鳥類につきましては3万5千円、合計で2,070万円でした。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 すみません。通告にない分野まで入れてしまって、ありがとうございます。

そこで、今、被害額とまた単価も分かった

わけでありませんが、昨年、その前の年からありましたけれども、豚熱の陽性のイノシシが蔓延したと。これで、大変な、当時はコロナ感染のものとも合致してしまって、いろんな作業服のところで誤解を生じるような地域も出たように聞いております。

特に、イノシシによる被害の推移、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、とりあえず全体的に昨年度は収まってきた状態の中で、いま現在、またイノシシがかなりふえてきて被害がもたらされていると聞いております。

それで、環境が当時の環境とまた違って、イノシシの世界の中でもいろいろ行動が違うようなイノシシがどうもおるようで、言い方、いけないんですけども、世間知らずのイノシシというんですか、朝方4時頃にうろうろしているイノシシに物を投げて逃げないイノシシが出てきたと。こんなのが、先週ちょっと市民の方から相談がありまして、これは後遺症ではなくて新しい世代が変わってきたイノシシの世界というのがちょっと見えたくてですけども。

非常にそういう意味で被害の推移というのが今後心配するところでありまして。新たな対策をやはり豚熱以降のイノシシに対する考え方というものを、猟友会とともにやっぱり考えていただきたいと思うんですが、そういう打合せ、方向づけというのは何らかさしておるのでしょうか。

○滝川健司委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 いま現在のところは、イノシシにつきましては豚熱対策を審議しております。今の委員が言われたような個体が多いというのはこの場で初めて聞きましたので、対策につきましてはまた後日お聞かせ願えればと思います。

それから、今、豚熱の関係ということでありますけれども、県の野生イノシシ対策室がございまして、こちらのほうの推察とい

うことですが、豚熱が生息個体数に影響し、捕獲率的にも反映してきたと推察されるというまとめをしております。

そういうことで、一度は減少に転じたわけでございますが、近況ということでこの4月以降の捕獲数についてもたまたま持ってまいりましたので、それを報告させていただきますと、4月1頭、5月は8頭、6月になりますと13頭、7月40頭、8月51頭ということで、捕獲頭数に増加傾向が見られるというのが今の状況でございます。

引き続き、豚熱対策にも気をつけながら捕獲に当たってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次、シカの生息状況も踏まえて被害推移、先ほどお答えしていただいたんですけども、大変な頭数ですね。かなり、もうふえているということで。

これも、自分のところの裏山のことを例に挙げますと、よく山へ行くんですけども、山の作業に行くとき必ずニホンジカに出くわします。びっくりして、どこかへ飛んでいくんですけども、その後にのそっとおるのがニホンカモシカが見えます。ニホンカモシカは私の裏山に一家族住んでおって、つい先日崖地から落ちまして少し成獣になったあたりのものが落ちてびくびくして、県の土木の担当者の方々がそれを対応していただいたという経緯がありましたが、今、ニホンカモシカが追いやられるような状況が起きていると。昨年度におきましては、ある地域のところで事故があつてお1人の方が亡くなられたという経緯もございました。

本当に、ニホンカモシカに対する認識をしっかりと持たないといけなし、一方このニホンジカをどのように処理していくのか、全体的な計画そのものについての見直し、昨年度の中で行われる準備も一部されたわけですね、愛知県全体の生息調査も踏まえて。

こんな動きがあったと思うんですけども、特にこのシカに対する生息調査、令和2年度における準備作業というのはどんな状況だったのでしょうか。

○滝川健司委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 愛知県で5年ごとの計画というのがございまして、それに伴います調査をしております、その数字が先ほどシカのところの生息数でお答えした令和2年度時点で2万3,299頭という数字でございませぬ。

それから、カモシカについて言われたんですけども、カモシカにつきましては愛知県では令和2年度時点で1,263頭、愛知県西部方向への拡大であるとか、それから増加傾向にあると言われております。

市内における被害推移についてございませぬけれども、平成30年度、令和元年度は報告がございませぬでしたが、令和2年度については被害面積0.5ヘクタール、金額にして5万5千円の報告がございました。引き続き、加害獣とそういったものを含めまして調査等して、対応等考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

6款3項1目の林業総務費、林業総務一般事務経費について入ります。

当初の負担金支出よりも減額になった理由についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、減額となった理由ということでございませぬけれども、この負担金につきましては、横川の簡易給水施設代替配水管布設工事に対するもので、減額となった主な理由といたしましては、当初の予算に対して入札により金額が下がったこと、及び工事の進捗が良好だったことで交通誘導員が減員、数が少なくて済んだということでございませぬ。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。水道事業ということで、大変当時の部長からも報告はいただいておりますけれども、急ピッチでかなり円滑に進んでいたということで負担金の減ということは結果として出たのかなと思ひました。

分かりました。次に入ります。

6款3項2目の林業振興費、水源林対策事業に入ります。

この中で、造林、下刈り、枝払い、また間伐等の成果内容についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 続きまして、成果内容ということでございませぬけれども、この事業につきましては、水源林対策事業補助金、それから、水源林保全流域協働事業のうち間伐推進事業の補助金、それから同じ水源林保全流域協働事業の中の水源林整備協定事業の補助金の3つの補助金を新城森林組合へ交付したものです。

それぞれの成果としましては、水源林対策事業補助金では、下刈り4.45ヘクタール、それから枝打ち6.33ヘクタール、それから間伐61.49ヘクタール、天然林除伐40.97ヘクタールを実施しまして、森林の保育と、それから公益的機能を高めるとともに、作業路の整備で288.8メートルを新設しまして、搬出間伐を実施いたしました。

また、水源林保全流域協働事業のうち間伐推進事業の補助金は、先ほど説明しました水源林対策事業補助金において実施した間伐事業への上乗せの補助金となっております。それから、水源林保全流域協働事業のうちの水源林整備協定事業におきましては、名越地区におきまして針広混交林化を目的とした搬出間伐を1.18ヘクタール実施しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

今の最後にちょっと言われた名越の混交林、

要するに混交林、混ざった形ということではありますが、具体的にどんなようなことをやられたんでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 こちらにつきましては、平成25年から平成40年までの20年間の協定を地元の山主さんと結びまして、実際には間伐を広めに実施しまして、今回はその間伐材を搬出しまして売却したという事業を実施したところです。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最初に戻りますけれども、水源林事業ということで特にこれは水源涵養の保全ということにまず一番起因するものでありまして、その中でも造林の数字が今、上がってなかったんですね。造林、最近当然少なくなっておるんですけども。

造林に対する意識、変化、令和2年度というのはどんなような状況だったんでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 造林につきましては、皆伐した後に再度植生することになってまいりますけども、今、委員も御承知のように木材の価格の低迷が続いておりまして、皆伐した後に造林するというについてはなかなか山主さんについてはちゅうちょされる現状が続いておりまして、令和2年度もそういったこともございまして、この水源林対策事業において造林補助を使う方が見えなかったということと認識しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。理由は全体的に、日本全体のこういうお考えになってくると思うんですが、しばらくの間、造林事業、植え込み作業がこの間ないですね。愛知県下見ても、大分少なくなってきました。イコール、それとともに苗木を作っている栽培地も含めて、栽培農家というんですか、栽培林家というのか、そういう方々も減ってきております。

聞くところによりますと、単価が一時期水源林対策事業の基準となるのが120、30円でしたか、それがいまや倍以上に1本当たりの苗木が高くなっている状況、こういう状況の中で、さあ植えましょうといったってなかなか植えられない。しかし、一方では、水源涵養林としての大切さを水源基金を中心にして下流域が訴えているわけですね。それに逆行するような今の現状があるわけでありまして。

そういう現状を、今のこの新城市内も含めた中で、苗木の情報も含めてどのように捉えておられるのか、今の御認識をお聞きしたいと思います。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 今、委員おっしゃられますように、なかなか再造林が進まない中で苗木の確保については難しいところかと思えます。現在は、以前のように直に植えるというのではなくてコンテナ内というポットというかそういったところに植えて省力化して、活着率の高いという苗についても研究が進められておりまして、尾張のほうではそういった事業を愛知県下でも実施していると聞いておりますので、そういったことも含めて今後造林が行われてもそういった成果を基に今後苗の生産も少しずつではありますけども進んでいくと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 基本的なところを改めてまたいうこともなんですけれども、課長がよく理解されておるといふところではありますが、森林そのものがやはり水資源を蓄えて、そして育みといいますか、そして自然を守っていくというこの自然の流れの中であるわけで、先ほど言いました水源基金としての事業がこの水源林対策事業としての一部の事業になっておりますけれども、やはりその辺のところの認識がどうも私、甘いと思うんですよ。これ、我々新城市は分かっております。水源基金そのものに対して、やはり物をしっかりと

申していくというか、造林事業に対しても苗木の助成に対してももう少し工夫すべきだと、こういう声を出していくべきだと思うんですね。木を植えないと自然淘汰してしまって、崩壊していきます。こういう理屈がなぜ分からないのかなと、私は率直に言いたいですよ、物を。

ですから、こういうあたりを水源基金の会議等がありましたら、しっかりと我々の声を届けて行ってもらいたいと思います。その辺についてどうでしょうか、心構えも含めてお答え願えればと思います。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 水源林基金につきまして、下流域との意見交換をするという場については当課においてはなかなかないわけですが、そのほか流域でいろんな取り組みに対する勉強会ですとか協議会がございまして、下流域の方とも情報交換する場がございまして、そうした機会を通じまして、山の大切さ、水源林の大切さについては十分に主張をしまいたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

最後の6款のところでありまして、6款3項2目の林業振興費の森林整備地域活動支援事業というものについてであります。これ、申請者がなく事業を中止されたということで、主要施策成果報告書、86ページにございます。

経過と今後の取組についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 経過と今後の取り組みということでございまして、この事業につきましては、森林経営計画を作成する林業事業体などに対しまして、計画作成の支援をする事業でありまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の補助割合となっております。令和2年度につきましては、事業を予定していました3つの事業体から、

「申請を見合わせたい」という連絡を受けまして、事業を中止したものとなります。

今後の取り組みにつきましては、県から毎年次年度の要望調査がございますので、林業事業体から補助要望がありましたら事業を継続していきたいと考えております。

また、今後は森林経営管理制度を活用いたしまして、市が所有者の方の意向調査や取りまとめを進めていくことから、こうした制度も含めて林業事業体の方に森林経営計画を作成していただくことになると考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

特に、経営計画を立てるに当たってのいろいろな矛盾点、これまで担当の部としてもいろいろ御答弁もいただいておりますけれども、経営計画を立てるに当たってのいろいろ矛盾点というのが出てくるわけですね。その辺についての作業そのものに対して、大変難を期すわけでありまして、こういう事業が当てはめられたということもあると思っております。

この辺のところ、難を期すような、事業化するようなことができなかった根本的な理由というのはどういうところにあったんでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 今回に関しまして、大きな中止する理由として上げられると考えていることにつきましては、経営計画を立てまして搬出するわけですので、当然山の境についてはそれぞれの境界を出しまして、この材が誰の材かというのを特定して間伐等しないといけないんですけども、この事業においても森林境界についての明確化メニューというメニューがあるわけですが、よりその事業地の外周においても境界をきちっと所有者に立ち会っていただいて、立ち会っていただかないとその辺の境界の明確化メニューとしては認められないよということがございますので、非常に手間がかかることが交付金につ

いての矛盾点、メニューとしてなかなか使い勝手が悪いとなって中止となっていると考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。
次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。
最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、7款1項1目商工総務費、消費者行政事業についてお伺いします。
220ページであります。

1点目は事業の内容について。

2点目はその効果についてお伺いします。

○滝川健司委員長 榑田商工政策課長。

○榑田晃明商工政策課長 それでは、1点目の事業内容ですが、東三河広域連合では平成28年4月より、消費者被害の救済や未然防止のため、悪質商法などの消費者問題に関する相談や出前講座による啓発活動などを実施しており、本事業については、東三河広域連合への負担金が主な内容となっております。

次に、2点目の事業効果ですが、相談業務として、水曜日を除く平日午前9時から午後4時30分まで、市役所内に東三河消費生活新城センターを開設しています。令和2年度の相談件数は194件でした。また、啓発活動としては、夏休みに小学生を対象として親子で学ぶお金の講座を開催し、20組の御家族に参加していただきました。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。

東三河広域連合に消費者行政ということですが、ちなみに広域連合が今やっている東京にあるアンテナショップ、あれにはこれは、これ8市町村ありますが、それには使っていないことでまず1点、よろしいでしょ

うか。

○滝川健司委員長 榑田商工政策課長。

○榑田晃明商工政策課長 負担金として出している消費者行政分については入っていないと考えます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 分かりました。

では、今、消費者センターがここで開設されているということでお話を伺いました。194件引き合いがあったということですが、その中で主なものはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 榑田商工政策課長。

○榑田晃明商工政策課長 相談内容として、多いものとしてはまず通信販売に関する相談が最も多くて、続いて店舗工事に関する相談、その次に電話勧誘販売、訪問販売というのが主な相談内容となっております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解しました。

では、続いて7款1項3目の観光振興費、湯谷温泉配湯事業、資料228ページでお伺いします。

まず1点目であります。源泉配湯事業の効果について。

そして2点目、配湯事業利用者の決算期の、要するに令和2年度の動向について。

以上、2点お伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 事業の効果ですが、まず、各旅館等へ安定して供給することによりまして、湯谷温泉街の活性化が図られ、観光客の増加に結びついている事業であると思っております。

また、令和元年度に導入いたしました木質バイオマスのボイラーによりまして、化学燃料の削減による環境への配慮、未利用間伐材等の有効活用によって地域森林資源の活用といった取り組みにつながっており、温泉の供給は順調に実施されていると考えております。

また、2番目にあります配湯事業利用者の令和2年度の動向につきましては、令和2年4月から愛知県で緊急事態宣言が発出されたことによりまして、ゴールデンウィークに宿泊客減少という大きな影響を受けております。

そしてまた、宣言解除後には、7月になりますと夏休みにG o T oトラベルキャンペーンが実施され、若干のお客様の回復を見せてまいりましたが、またその後、年末から感染者がふえまして、年始には緊急事態宣言が再度発令されたことにより、宿泊者数は、令和2年度の実績といたしましては、前年度を下回る結果だと聞いております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、お話を伺いまして、再生エネルギーの関係で木質ボイラーで加温ということではありますが、実際温泉業を運営されてお見えになり、この源泉を使って配湯事業を利用している方々は、入湯者、施設を利用される方にはこういったいい源泉を皆様のために若干加温するというのか、それにはこういった自然のもの、再生エネルギーを使ってやっているんですよというPR、新城のオリジナルだということを入湯客さんには周知されてみえるのか、沸かし風呂だよと言われてはいけないので言っていないのか、どちらなのかお伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 源泉と加温の方法の話ですけれども、この9月に予算として認めていただきました天竜奥三河国定公園の事業があります。そちらのほうで、温泉の入り方等を従業員に勉強していただく中で、こういう源泉でありまして、こういう仕組みで配湯もしておいて、こういう入り方をしたらいいですよという勉強もさせていただいたので、お客様にはそういう情報を伝えるようにはなってきております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、7款1項2目商工振興費、宿泊施設整備奨励事業、224ページ。成果報告書の92ページです。

(1) 1,168万8,900円の事業であるが、施設整備の内容は。

(2) 観光産業の振興と雇用機会の拡大に寄与したとあるが具体的な成果を伺う。

○滝川健司委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 それでは、1点目の施設整備の内容ですが、本事業は、新城市宿泊施設整備奨励条例に基づき、新設または増設をする宿泊施設における土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の相当額を事業者に交付するものです。令和2年度は、平成31年1月に操業を開始した宿泊事業者に奨励金を交付しています。

施設整備の内容については、客室数184室のホテルを新設したものです。

次に、2点目の具体的な成果ですが、市内全体の宿泊者数を交付対象事業者が操業を開始した平成31年の1年間と前年を比較しますと、約3万8,200人増加しています。また、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市内全体の宿泊者数は前年よりも減少していますが、操業開始前の平成30年の宿泊者数よりも約2万200人上回っております。

また、雇用においては、当該施設において現在、常時雇用9名、パート・アルバイトなど臨時雇用として63名が雇用されています。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、1番目から再質疑させていただきます。

大きなホテルだということで、184室ということですので、今回新城市の宿泊施設整備奨励条例というのが平成29年9月に制定されてまして、こちらの対象だということですね。こちらは新築だということで、この奨励金は何年間補助金として支払われるものか、お願

いたします。

○滝川健司委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 対象事業者施設につきましては、7年間交付する予定になっております

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、奨励金なんですけれども、この1,168万8,900円の金額が出された算出の根拠を教えてください。

○滝川健司委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 建物、償却資産として868万900円、土地の賃借料への補助金として300万8千円です。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、この金額は建物の固定資産税、それから土地を借りているからその土地に対して支払っている固定資産、これに対する補助金、その2つということではよかったですか。

○滝川健司委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 そのとおりで結構です。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、こちらのほうは敷地内の例えばレストランとか、そういったものも含むわけでしょうか。

○滝川健司委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 はい、対象となっております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今のお答えでこの奨励金については7年間支給されるということが分かりました。

(2) 番に移ります。再質疑です。この観光産業の振興と雇用機会の拡大ということで、ここにどのような企業をしたかということで先ほどお答えいただいたのは、正規に勤めていらっしゃる方が9名、アルバイト等は63名、結構大きな人数が雇用されているということでびっくりしましたけれども。

これは、例えばこの7年間、こういった奨励金があるということになりますと、それ以外の増築だとかそういったものもあるわけですが、同年度にそれ以外のところは1件だけでしたか。

○滝川健司委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 対象は1件だけでした。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時51分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、続けてやらせていただきます。

8款5項1目住宅管理費であります。市営住宅管理事業、資料が246ページでお願いします。

工事請負費がここに1,584万円という金額が計上されておりますが、これについてその詳細をお伺いします。

○滝川健司委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 工事請負費につきましては給水設備工事が924万円、それと排水管布設替工事が660万円でございます。

排水設備の改修工事につきましては、老朽

化しました設備を改修し、入居者の居住環境の改善及び生活安定を図ることを目的といたしまして、平成27年度から上市場西住宅、及び上市場東住宅におきまして、退所される方が発生した場合、そちらの部屋から順次、浴室・台所・洗面所の3点給湯工事と、浴室のユニットバス化を実施しているところでございます。令和2年度におきましては、上市場西住宅を1戸、上市場東住宅を3戸の合計4戸の工事を行っております。

また、排水管の布設替工事につきましては、東原住宅におきまして台所の排水管が経年劣化により腐食しまして、排水不良が発生したため、令和元年度に緊急修繕として4戸の工事を実施したところでありますが、それを除く66戸を対象に排水管の布設替工事を実施したものでございます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 工事請負費ということの中で、本来なら結果でありますので、払ったお金だと理解すると、1,584万何々円まで実際はあるのではないかと思うんです。かなりの工事をやっているというのはよく分かりましたが、あまりにも端数がない工事請負費というのはいかがなものかと、その点だけ。

○**滝川健司委員長** 吉林都市計画課長。

○**吉林和久都市計画課長** こちらにつきましては、入札により実施しておりますので、円単位ではなくこの金額に入札をしていただいたということでございます。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員ですが、本日欠席ですので取りやめます。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

10の5の1保健体育総務費、学校給食費等支援事業になります。成果報告書では132ページ。

1問目ですが、市内小中学校19校と個人申請のあった12件を対象に4,274万7,745円の決算額で3か月間の給食費の補助を行ったということですが、私は大変評価をしたいと思えます。

そこで、保護者や先生などの声があれば伺いたいと思えます。また、今回の件で影響人数を伺います。

2点目、給食費の補助を今回行っていくということに当たり、トラブルなどあったのか伺います。また、学校給食費は公会計に、現在新城市はなっておりませんが、支援補助金は執行できたという認識でよいのか伺います。

○**滝川健司委員長** 原田教育総務課長。

○**原田俊介教育総務課長** 1点目につきましては、保護者からの直接の声は聞いておりませんが、学校現場からは、刻々と変わるコロナの感染状況の中で、結果として保護者の負担軽減を図ることができ、学校としても大変ありがたかったというお話をいただいております。

また、人数につきましては、市内市外の小中学生と個人申請合わせまして約3,300名となります。

2点目につきまして、トラブルなどは特にございませんでした。

また、学校給食費は公会計になっておりませんが、支援補助金は市内の小中学校については学校を対象に行っておりますので、適正に執行できたと考えております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** ありがとうございます。声は直接は聞いてないけれども、学校を通じて声を聞くと、コロナの中で保護者の負担軽減

ができてよかったというお声があったということで、大変よかったのではないかなと思います。また、3,300人の子どもたちの負担が軽減されたということで大変よかったと思います。

2点目ですが、特にこの補助金執行に当たってトラブルはなかったということで、執行は適切にできたということでよかったと思います。

ここで確認を1点だけしたいと思うんですが、これまで私自身は学校給食費の無料化をしていったらいいという要望をしてきたものなんですが、議論の中で市が公会計化になっていないので、なかなか給食費無料化できないんだよという議論が過去にあったかと思いますが、公会計になってはいいけれども無料にできるよということが導き出された今回の決算の内容ということでもいいのかどうか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今回の補助金につきましては、コロナ対策の交付金ということで国から補助をいただいたものでありますので、直接市の財源として支出したものではありませんので、無償化や公会計化につきましては、共同調理場の稼働時期に併せて検討してまいります。無償化につきましてはまた今後財政状況とも相談をしながら検討していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことで聞いたわけではなくて、繰返しになってしまうんですけど、今回公会計になっていなくても無償化、3か月の間ですけど市が補助をしてできたよということなので、公会計化になっている、なっていない、別でできるよという状況だったのかということでもいいですか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 はい。それで結構です。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 確認ができたのでよかったです。ありがとうございます。

では、次の質疑に入ります。

10の5の4 学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業になります。成果報告書は134ページになります。

1点目、基本設計の委託業務に敷地境界確定業務が含まれていたのか伺います。

2点目、基本設計業務の委託費は幾らなのか伺います。また、その委託費を決定する金額根拠となる部内での参考見積書はあるのか伺います。

3、決算額5,842万3千円の行った事業として、基本設計図面、これは成果品になります、と実施設計図面、これも成果品ですが、現在それらで図面をそのまま採用し建築するという計画でよいのか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目につきましては、敷地境界確定業務は含まれておりません。

2点目につきまして、委託費は1,430万円です。積算根拠となる書類につきましては、紛失あるいは誤廃棄によりいま現在、不存となっております。

3点目につきまして、共同調理場の建築に際しては、実施設計の図面を用いて工事発注を行いますので、基本設計の図面が建築工事に直接用いられることはありません。

また、実施設計図面につきましては、現在の成果品をそのまま採用して建築することはなく、9月補正予算でその修正に係る費用を計上させていただいております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。1問目は、敷地境界線の業務は含まれていなかったということでもあります。内部の見積書はあるかということでは、紛失したということですか。3点目では、基本設計の設計図は使用しないと。

また、実施設計の図面も今の図面ではやりませんということでありました。

結局、私、この執行したお金がいま現在では、それらは本当に使えられない、使わない図面になっているということで、市民の大事な税金がこういった形で消化できないということは、私はおかしい思います。

そこで、お聞きしますが、敷地境界線を初めから入れなかったのはなぜかと思います。普通、これ何度も言いますが、自分の家建てる時にどこら辺からどこが自分の土地、ほかのところはほかの土地というところで、設計図面を引くときには確定してからやるかと思いますが、初めに入れなかった理由を伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 これまでも何度か説明させていただきましたが、そもそも基本設計の発注段階では建設場所が八名中学校と鳳来中学校と2か所を前提に始まりました。ですので、当然学校敷地内ですので事前に境界を確定させておく必要はそれほど必要性を感じておらなかったんですが、2月、1月でしたか建設場所が1か所変わった時点で、本来であれば敷地境界確定をさせるべきでありましたが、令和2年度の当初予算で敷地境界確定業務の委託料を要求しておりましたので、若干時期的には遅くなりますけども4月早々に発注できればということで行ってきたため、基本設計のときには境界確定業務は含んでおらなかったということです。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 部長と課長は今年からということなので、その当時のことは分からないということで非常に大変かと思いますが、こういう形で、普通入れるべきものが入っていないということでこの決算額約5,600万円のお金が、いま現在では使われないような成果品が発生してしまっているという状況で、大変ゆゆしき問題だと、私は思って今、質疑

をさせていただいております。

そこで、初めスタートが2つで始まって、途中から1つになる。そんな状況で予算を決定するというのはあり得ないですよ。議会だって、それをちゃんと追及するという場があった。ですけど、それをみすみす賛成多数の力でやってしまったということがあると思います。今は、そういう中で決算ですので、そこも含めて言っています。

2点目なんですけど、そういう中で今回基本設計の委託料1,400万円のお金が入っています。この委託費を決定する金額根拠となる内部文書、そちらを紛失して、ないということで、これも僕、信じられないと、重要な書類だと思うんですがそれがないということで、その根拠が今、揺らいでいると私は思いますが、これは再発行すれば、相手側からもらえるのではないのでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 こちらとしてもないのは不適切でありますので、再発行の依頼はしましたが、出していただけないという返事を頂いております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 市が再発行を依頼しても出していただけないということなんですけど、ちょっとどういう事務所なんのでしょうか、それ、信じられないと、私、思います。

この参考見積りをするときでも、税金がかかっているかと思いますがそれでよろしかったでしょうか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 反問権ですか。

○原田俊介教育総務課長 税金がかかっているというのは見積りをお願いする行為に対してということでしょうか。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、そうです。部内で、

入札金額、ここが1,400万円にしたわけですが、その1,400万円になるかどうかが多分分からないものですから、この参考見積りを部内で発注したかと思えます。その発注したときに、相手側の建設事務所にお金を渡さないと、ただではやってくれないと僕は素人ですけど、思ったものですから、それを部長たちがポケットマネーでやるということはありません得ないと思えますのでそのところで税金幾らか、発注をかけてお願いしているという状況かなと思ったものですから、そこら辺の状況どうでしょうか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 見積り依頼につきましては、特に費用は発生しておりません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 これは、通常なんですか。普通にただでやってもらえる仕事ということで理解していいでしょうか。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 はい、逆にといいますか、私、見積りを依頼するときに費用が発生したという経験がありませんので、通常業者の方に見積りを依頼して提出をしていただく、そこに費用は発生しないという認識しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 見積りにはお金はかかっていないということなんですが、入札の決定金額、これが根拠となる重要な書類であると思います。結果的には、その見積り、お金がかかっていなくてもいいけれども、その参考見積りを参考に設定金額をしているわけですから、これは公文書として厳重に、紛失ということはあってはならないと思いますが、その書類の重要度はどのように考えているのか伺います。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 委員の指摘されるとおり、本当に重要な書類だという認識はあ

ります。

ちょっと言い訳がましくなりますが、いつ紛失したのかというのが定かではありません。もともとなかったというわけではないはずでありますので、今回基本設計の入札に当たっては3回実施をしておるわけですが、その都度積算根拠となる資料については、会議資料として決裁を通っておりますので、その時点ではあったんではあろうと。

ただ、その中の処理の事務文書の保管の仕方が不適切であったということで考えておりますので、それにつきましては公文書の不適切な取扱いということで、それなりの庁内の規定にあります公文書取扱いに関する職員の手続違反というような、正式名称忘れてしまいましたが、そのようなところで対応しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。当時はあったんだと。その当時の決裁ですかね、そういったのも書類として提出されて回ったと。そこまではあったけれども、その後どういふような管理をされたのか分からないですが、どこかの時点で今、紛失されてないということで理解をいたしました。

また、庁内の適切な重要書類の管理ができていなかったというところで理解をいたしましたが、ほんとに基本中の基本の書類管理ができていないというのは、行政としてやっぱり大問題だと、私、思います。非常にこの事業、大きい事業になりますし、総額も25億円以上ですかね、そういった税金が今後かかっていくという根幹になる基本設計の予定金額の見積りの書類で紛失があるということで、非常にゆゆしき問題だと思います。

そういう中で、これで最後にしますけど、こういった書類管理等できていない状況、またそれを今後どういふふうに改めていくのか、そういった部内調査、また対応策、考えているのかどうか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 鈴木教育部長。

○鈴木隆司教育部長 今、教育総務課長から事細かく御答弁させていただきました。

今回の件、特に基本設計に係る見積書が紛失しておるといふ件に関しましては、先ほど申しましたように公文書の管理上の問題であると認識しております。したがって、当該文書を管理する立場にあった職員については、それ相応の庁内での処分をしていくべきかなと考えておりますのでその対応を現在しております。

また、今後につきましても、先日来内部統制のお話の中で、特に本事業については内部統制、特に手順等で不手際が幾つか発生しております。市長、教育長がその点については謝罪申し上げておりますが、また、それに加えて今回の公文書の紛失ということがございますので、より一層内部統制、業務の手順についてはしっかり複数の目で確認して、本業務を続けていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 10款1項の教育総務費、総括的にお尋ねをするものであります。260ページから268ページにかけてでありますけれども。

昨年はコロナ禍によりまして、家庭や学校、環境変化が大変大きく変わりました。在宅機会のふえた家族のストレスとともに家族や子どもたちをさらに息苦しくさせた全国では様々なことが起こり上がって、自殺者の方も増加したと聞いております。学校も長期休暇や行事の中止、延期、また感染防止のためのソーシャルディスタンスによりまして、休み時間のおしゃべり時間、これも制限されてしまうというようなことが余儀なくされるのが、今、全国の中でも昨年起きました。

子どもを支える場所が大きく変化した年でありましたので、総括的に決算として以下お

伺いをいたします。

1点目でございますが、コロナ禍におきまして、令和2年度の新城教育の検証と成果についてお尋ねします。

2点目でございます。小中学校に1人1台配布されました情報端末の活用についてお伺いします。

お願いします。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 まず、令和2年度の教育の検証と成果について説明します。

コロナ禍の中では、今まで積極的に取り組んできた人と人との関わり合いを大きく制限せざるを得ず、子どもにも我慢を求めることが多くなりました。そのような状況の中でも、子どもの立場になって、できることやすべきことを考え、令和2年度の教育を進めてまいりました。

子どもの学びにおいて最も危惧したのが、休校により通常の学びを止めざるを得ないことでした。しかし、各学校において、子どもの発達段階に応じ、カリキュラムの再構築や日課表の修正を行い、授業時間数の確保に努めました。その結果、市内全小中学校において、学習内容の未履修を回避できました。子どもも、マスクを着用等感染防止対策をしっかりと行いながら、授業に集中して取り組んだという報告を各学校から受けております。

また、子どもの成長に欠かせない学校行事については、全て中止という判断ではなく、できる限り創意工夫して行うという判断で進めました。中学校の修学旅行では、県外への移動が不安視されたために、地元のよさを味わうことに方向転換し、学校に泊まったり、市内の旅館に分散して宿泊したり、市役所の屋上からふるさとを眺めたり、地元の食材を生かした料理に舌鼓を打ったりしました。運動会、学習発表会、体育大会、文化祭についても、実施方法や実施時間を工夫し開催する方向で進めました。子どもも行事ができた喜

びを味わい、それが次の活動のエネルギーにつながっていったようです。

今後も感染の影響は続きますが、このような対策を継続して、子どもの成長につなげていきたいと考えています。

2つ目の情報端末につきましては、3月に全児童生徒への配備が完了しました。学習支援ソフトの活用を中心に、各学校で積極的に活用しているところです。2学期初めのオンライン家庭学習においても端末を活用した学習を行っております。

子どもも教師も使うことに慣れることから始めスタートしました。今後も子どもの学びを充実させる、そして子どもの成長につなげるタブレットの活用を目指していきたいと考えています。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 振り返りますと大変な1年だったと思います。改めて、少し確認をしてまいりたいと思います。

令和2年3月以降、昨年国は国の指導のもとで感染拡大防止のために学校は一時休業となってしまうと。こんな流れの中で、我々大人たちにとっては、ステイホームを合い言葉にしまして、在宅勤務や自宅待機ということが余儀なくされるという、これも大きく生活自体が Caj を大きく切ったというこんな1年でありましたけれども。

しかし、このステイホームによって逆に家庭内が密になっていって過密化するという状況の中で、全国の中ではいろいろな事例が起きました。我が新城市はどうであったかというところで、2点目のところを確認したいと思います。いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 令和2年度当初の休校により、今、ステイホームを余儀なくされたとき、そしてこの令和3年度2学期初めも同じことなんですけれども、なるべく家庭の様子を知る、子どもの様子を知るというこ

とで、子どもあるいは保護者の方に電話をして確認したり、あるいは分散登校等で子どもが出てきたときに家での様子を確認したりということで、できるだけ子どもとの関わり合いを多く持って、子どもが安全な家庭生活を行えるようにということで接してきたということです。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 くだくお聞きしてしまっ大変申し訳ないですけれども、忘れてはいけないのはやっぱりハウスがあってもホームであると、家はあってもやっぱり家庭であると、こういうところから、ホームはやはり居心地のいい場所であります。子どもたちも帰ってきて、お父さんやお母さん、また家族と行き会って大変居心地のいい場所という観点がまず当然ありますので、ホームなきハウス、これが逆にステイし続けてしまうということ自体が、一部の子どもたちにとってはすごく息苦しくなってしまうということですね。

こんなような事態というのは、全体的にはないでしょうけれども、市内の子どもたちの暮らしの状況、昨年を振り返りますとどうであったんでしょうか。もう少し教えていただければと思います。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 家庭環境に恵まれない児童生徒への対応ということで、そういった子どもにはふだんからそういう様子は分かっておりますので、できるだけ注意を払って子どもの様子を把握するということを行ってきました。

特に、学校から問題があったとか、家庭で虐待があったとかそういうことは今のところ聞いておりません。新城の家庭の温かさというものを感じながら、教師は教育活動を行っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

先ほど、お答えしていただいた中でも、い

ろいろな行事については本当に新城らしく、いろいろな先生方の御指導によって対策を取られて、修学旅行も先ほどおっしゃっていたような工夫も見られたと。各行事についても、大きな影響はありましたが、それぞれの学校独自の動きをしていただいたということで大変よかったです、一方では、これまでのコロナ禍以前の状況を見ますと、子どもたち共同で先生方と共に達成感を得るというような学校教育が行われてきたところで、達成感をしっかりと得るということが昨年大きく後退してしまった。これは、全国全般に言われることだと思いますが、そういう面でやはりしっかりと達成感を持てるような創意工夫がされたのかなと、先ほどの御答弁の中で私感じましたので、一層今後も注意を払っていただいて、子どもたちと共に新城の教育、検証を得ながらまた前へ進めていっていただければと思います。

そこで、最後にもう1点確認したいんですけども、今後しばらくの間、当然これはこういう状態が続いていくということでありますけれども、子どもたちの教育に対する影響というのはかなりあるであろうと。この状態の中で進む中では当然これはやむを得ない状況がつくられておるわけではありますが。

子どもを支えるプラットフォームというんですか、そういう仕組み自体を大きくしっかり新城らしく捉えていただいて、学校がしっかりと機能できるような体制、これはやはり当然必要でありますので、一層力を入れていただいて、特に2点目にありましたように、個人端末、情報端末が配布されたということで、しっかりと生かし込んでいただきたいと。

と同時に、先日の一般質問の中でも少し触れられて、教育長も述べておられましたが、この端末機械を使って子どもの様子というのをしっかりと分かるわけですね。その先生方もかなり大変御苦労されると思いますが、お一人お一人の子どもたちをしっかりと見詰

め合うといういい場面となることは間違いのないものですから、タブレットを通じた教育、タブレットを通じた環境、生活環境も踏まえたとらえ方、そんな方向でこれは令和2年度の最後の全校に配布された1つの方向性としての見方ができるということで確証を得たいと思うのですが、これについても含めて、この令和3年度に向けての対策、対応をお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 10日まで市内全小中学校でタブレットを活用したオンライン家庭学習が行われました。私も数校訪れて、その様子を見てまいりました。

子どもがマスクを取って家で学習している、その状況でも子どもの様子、表情がよく分かるということがあります。非常に、今まで、昨年度まではできなかったことが今年度ではできているなということを思いました。

改めて、子どもも、言葉であったり、あるいは書いた文字であったりでいろいろ手段はあるんですけども、担任の先生に思いを伝えるという場面も多々ありました。あと、御指摘のとおり、家庭との信頼関係を築くチャンスでもあるかなと思います。こういう環境だから、子どもをよりよく見詰めていこうということで、保護者と共に歩む姿というのがこれからの教育に求められると思います。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田辰也委員ですが、本日欠席ですので質疑は取りやめます。

以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 関連質疑、よろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 誰の。

○齊藤竜也委員 丸山隆弘議員の10款。

○滝川健司委員長 はい。

○齊藤竜也委員 関連質疑、すみません。突然させていただきます。丸山隆弘委員が今、質疑しました小学生1人1台に配布された情報端末の活用についてお聞きいたします。

全て皆さんに配られて、今、効果、成果などは語っていただいたんですが、皆さんも耳に入っていたと思います。東京町田市でタブレット端末によるいじめの凄惨な事件がありました。新城市内は、いいことはもちろんあると思うんですけど、そういった事案だったり、不安な点というものが今の予算と教員の研修、あとタブレット端末のセキュリティー等が確保されているのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 全て確保されているかという御質疑に対しては、完全にそのとおりですということとは言えないと思いますが、現状でできる限りのことはやらせていただいております。

ただ、学習者、あるいは関わる人全てのモラル的なところも含まれておりますので、それらを総括してこれから見ていく必要があると思います。

あと各学校、現場で起きているそういった問題をそのまますぐに教育委員会で把握するというのが大切だと思います。事が大きくならないうちに、すぐ対応を考えていくという姿勢で取り組んでまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、浅尾委員に関連する質疑なんですけれども、10款5項4目の学校給食施設整備事業について、2点お願いいたします。

先ほどお答えになられた中で、先ほど参考見積りを紛失してしまったという件なんですけれども、入札が3回行われたということでこの参考見積りというのは本当は3つ出ている

んですけれども、その3つともなくしてしまったのかどうかということと、これについて、公文書をなくしてしまったということに関して監査委員の意見、どういうことを考えていらっしゃるかということをお聞きしたいんですけれども。

2点、お願いいたします。

○滝川健司委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 1点目の件につきましては、参考見積書は1つです。

○滝川健司委員長 坂野監査委員事務局長。

○坂野公彦監査委員事務局長 2点目についてお答えさせていただきます。

事務の執行に当たって委託の見積書の紛失ということにつきましては、公文書の管理においても重要と受け止め、今後こんなことがないよう担当課にも望むところであります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

~~~~~

ここで、再開を40分とし休憩します。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時39分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、総括、財産に関する調書の質疑に入ります。

質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、新城市決算審査意見書5、財産に関する調書、45ページ。

(4) 基金について。

監査委員は湯谷温泉の維持管理基金が、平成22年度末にゼロ円になったまま存続していると記されています。理由はあつてのことな

のかお伺いします。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 湯谷温泉の維持管理基金が平成22年度末にゼロ円になったまま存続していることについての理由ですけれども、この基金については、湯谷温泉の温泉を安定的に旅館等に供給するため、老朽化した配湯施設等の更新をする際の財源にするために積み立てられていたものであります。

積み立てられた基金を大きく取り崩しまして、7号泉掘削及びくみ上げのポンプ設置工事を実施したため、平成22年度末にはゼロ円となっております。

それで、湯谷温泉の維持管理の事業は継続しているため、基金も存続しているものだと考えております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、現在ではこの基金を使わずに湯谷温泉の維持管理費を一般財源から出しているという形でよかったですか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 はい、そのとおりであります。

現在の運用の在り方が、基金の設置目的に照らし合わせまして適切かどうかというところは検証する必要があると思っております。検証した結果、設置目的が果たされていないという判断になりましたら、また廃止等含めて今後検討していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、再質疑いたしますけれども、この維持管理基金について、目的が変わってきているかもしれないということですが、当初の目的というのはどのような内容だったのでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 当初から目的は変わらず、湯谷温泉の維持管理に万全を期するため、基金は設置しております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 当初から変わらないということは、先ほど用途に違いが出てきている可能性もあるからもう一度見直しをするということだったんですけれども、単純にこれは湯谷温泉の維持管理費であるということであれば、存続して基金を積み立てておいたほうが、今、大分いろいろな施設も老朽化しておりますし、新城市の観光として観光事業をしっかり推進するためにも維持管理基金はもう一度設置をして、積み立てる必要があるのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 今、委員のおっしゃられたとおり、基金を積み立てて施設の老朽化に対応していきたいと考えます。よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

総括、財産に関する調書の質疑を終了します。

次に、総括、決算審査意見書の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、令和2年度新城市決算審査意見書の6であります。その中に総評として、その後に留意点というのがございます。資料が56ページから57ページです。

1点目ですが、まず業務手順書の整備について触れておりますので、その取組体制についてお伺いします。

そして、2点目は補助等について触れておりますので、その中、2つに分けております。自主的に取り組む公益的な事業実施への行政支援を明確にするため、必要性、妥当性、有効性、そして公平性への取組はどうなってい

るのかということでありました。

そして、その補助等の2つ目ではありますが、目的、根拠、基準の一部不明確なものが散見をされている。その不明確とした内容の把握はされているのか。また、その不明確であったものがどういったものであるのかということについてお伺いをします。

○滝川健司委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 私からは、1点目の業務手順書整備への取組体制はということについてお答えさせていただきます。

業務手順書の整備につきましては、令和元年8月から庁内で作成に取りかかっております。その後につきましてですけれども、作成する項目を副市長へ報告しまして、令和元年度中には、まだ一部の項目にとどまっておりますけれども、各担当者、係、また課、こういった単位で整備がなされております。

現在、全庁的にある程度、統一的な手順書が作成されておるとい状況になっておりますので、こういったものを担当者が業務に際して逐次読み返して、気づきがあればその都度そこを修正してということで、その手順書の精度が向上していくものと考えております。

○滝川健司委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、私からは2点目の補助金等について、お答えさせていただきます。

補助金につきましては、平成30年度に策定しました新城市財政健全化推進プランの検討事項となったことから、同年度に新城市補助金等外部検討委員会からの提言を受けまして、補助金等の見直しの進め方及び評価・検証シートを作成いたしております。

これによりまして、毎年補助金等を所管する各課が、評価・検証シートにより個別の内部検証を実施しまして、各補助金等の必要性・妥当性・有効性・公平性を検証しまして、その補助金について継続、拡充、見直し、廃止等の今後の方向性を判断しております。

また、この評価・検証シートの検証結果については、財政課で行っております次年度の予算編成の資料としまして提出を義務づけております。補助金を総括する財政課においても、再度検証を行い次年度の当初予算へ反映しておる次第であります。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 それでは、3点目の不明確とした内容把握ということですが、補助金の基準等が不明確なものとしましては、一部の補助事業等において見られる内容ですが、具体的に、総事業費のうちの限定補助という表記や予算の範囲内といった表記が見られること、それから、数年来算定根拠が変わらず同額での補助が継続されているというようなものなどに対し検討を促すものであります。

全ての要綱を確認できているわけではございませんが、あいまいな表記はこれらにかかわらずほかの補助事業にも見られるため、いま一度全体を通して見直していただくよう総括に記載したものでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 まず、手順書の関係であります。当該の決算審査とはあれですが、そうやっているんな手順書の使い方によってミスがあるということでもあります。

この決算審査書が実は提示をされたのは、本年の8月18日だと記録をされています。監査委員から。そして、実は急遽訂正がありましたよというのが来ています。というのは、債権管理室から不納欠損に関わる金額が、例えば1,800万円を1,300万円に間違っていましたよという文書が来ているんですが、ここらもちょうんとした手順を踏んできているのか、決算の文書です。

それで、我々は市長が出された議案提案は8月31日であります。要するに、8月18日の意見書に基づいて、そしてそれぞれの書評を提出していただく中で「これで決算審査お願

いします」ということで議案提案をされております。

ところが、その文書が来たのは多分9月9日だと思いますので、修正をしました。でもあなた方の議員の持っている資料は既に熟読をされてみえるし、メモが入っていないので前回のものを取り消さずに新たに修正のものを送りますという文書であったわけですが、その辺も逆に言うと、手順の部分でいかがなものかと思えますし、修正されたものについてはあくまでも提示した資料のページだけが訂正されているのであって、8月18日の監査委員がここですよというところの監査委員の名前は2名連記であります。要するに、どちらが信憑性があるのか。

はっきりいいますと、下江監査委員が辞職願を出して、当時、本日の決算審査に出れる状態ではありませんが、結果的には原監査委員さんが一番御苦勞されてみると思うんです。こういった問題があり、急に身を引かれて、そして、こういう訂正があったら監査委員だけの名前で各位という文書で来ているんですよ。

ほんとに、そういった意味では原監査委員については御足勞と御迷惑がかかっていると思うんですが、そこら辺についてどうであったのか、これはあくまでも手順書ということですので、そういったものに基づいて正確になされているのかということなんですよね。

要するに、修正の文書、修正の意見書が8月25日付で来ていますので、市長が提示した8月31日の原案書とは差し替えたほうが良いよという解釈で済ませているのか、その辺だけお願いします。

○**滝川健司委員長** 櫻本監査委員事務局次長。

○**櫻本泰朗監査委員事務局次長** 今、御指摘いただいております決算意見書の訂正については、この18日の意見書を提出した後に担当部署から決算数値の間違があったというこ

とで報告をいただいたものであります。それを差替えて修正させていただいたということでもあります。

修正の手順につきましては、大変申し訳ないんですけども、監査委員事務局の手順書にはうたわれておりませんでした。今回、こういったことがありましたので、そういったことを網羅できるような手順書の見直しというものを進めていきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** では、そういうことで各セクション、それぞれ、先ほど松井課長からお話がありましたように、全庁的にこれから整備をしていく、そしてそれに従って、例えば仕事のマニュアルみたいなものでありますので、そこで間違いのないように正確に、そしてそれがイコール市民の皆さんに対するサービスの根底になるというもとでつくっていただけたというものでありましたので、ぜひお願いをしたいと思えますし、監査の留意点はイコール指摘事項みたいなものでありますので、やはりこれはしっかりと守っていただき、そして明確にさせていただくということが大切だと思えますので、お願いします。

また、併せてこれらについても、監査部局については追跡調査を適切に行っていただくようお願いをしておきます。

では、2点目ではありますが、補助金についてはそれぞれ検証シート等において対応し、次年度の予算に反映できるようなシステムのなものをつくっていくということでありましたので、この部分についてはあれですが。

問題は、3点目であります。特に言われた根拠がなくて永遠に変わらずにずっとずっと同じ金額が補助されているというものについてはいかがなものかということだと思いますが、それで間違いがないんでしょうか。

○**滝川健司委員長** 櫻本監査委員事務局次長。

○**櫻本泰朗監査委員事務局次長** 先ほど申しました同額での補助が継続されているという

点についてということだと思わなければならないけれども、昨今のコロナ禍などによりまして、かなり状況が変わってきているというようなこともあります。そうした状況の変化を的確に捉えて、補助金の算定についても常に見直しをかけていくということは必要であろうかと思えます。

そうしたことから、見直しをしていただくということをお願いしているものでありまして、算定根拠の変更がないというようなことはありますけれども、これはその都度確認を頂いて、必要であれば変えていただくというところをお願いしていきたいということでございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 例月監査だとかいろんな監査の中で、そういった補助金を交付している団体に対しての立入り監査というのか、実際の監査に補助金交付団体へ及ぶわけですが、その場合の監査手順、監査手法というのは本来補助金を交付されているから、その補助金が本当に当初の目的に対してしっかりと使われているかいないかという部分の監査をするのか。

もっといいますと、補助金を交付している団体に対して、例えば上位法に定まって執行している団体があります。そういう団体に対して、上位法に準拠してその仕事をしているのにもかかわらず、まだまだこういった規定類がおかしいよねというのもあったわけですが、その補助金交付の団体に対する監査の在り方というのは、どこがどうなのか、ちょっと明確にしておいてください。

○滝川健司委員長 質疑ですか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 補助金を打った中で、監査に立ち入ると思われます。その中で、補助金に関わる部分だけの監査なのか、それ以外のことに及ぶ監査もするのかということなんです。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 今、委員おっしゃられているのは、恐らく財政援助団体に対する監査のことを言われているのかと思います。

財政援助団体に関する監査につきましては、市から補助する補助金が適切に使われているかどうかということを確認するものであります。ですので、そのほかの部分については、それぞれの団体で適切に執行していただくということになろうかと思いますが、ただ、市の補助金を使って事業をやっているところから、ほかの部分についてはそれぞれの監督となる県とか省庁とかそういったところと十分に連絡調整を取っていただいて、適切に団体の運営を行っていただきたいという面で見させていただくということがございますが、あくまでもこれは参考という形でございます。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、課長がおっしゃられるように、参考ということではありますが、それを例えば、監査の意見書に書いてしまったというと、例えばその団体はそれに基づいてそれなりの会議を開き、そこの執行する方たちとの協議をして、どうするんだということを実はやらなくてはいけないというのが上位法なんですよ。

だから、逆に言うとそれは越権行為ではないかという部分もあるわけですが、それは意見書に書いてはいけないという理解でよろしいんですね。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 越権行為かどうかという判断は私には分かりかねますけれども、私たち外部の目から見てこういったところはどうなのかなという疑問に思ったところをお知らせして、そこを組織内部において十分検討いただくということでございますので、今、委員おっしゃられたように、強制

的なものというかそういう意味合いではございません。

ですので、内部で十分に御検討いただいて、直すところがもしあれば直すし、直さなくてもよければ、そのままでもいいということであれば、そのまま執行していただくということでよろしいのではないかなと思います。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 監査手法としては、現地視察といってその場でその責任者の方に「こうこうこういうふうにしたほうがいいですよ」というのを口頭で伝える。それを真摯に、その人が受け止めて実はこういうふうに言われたので、いかがなものかというのを執行している方たちと一緒に協議をするというのは確かにあります。

だけど、公に〇〇××と書いてしまうと、これはもっとワンランク上になりますので、そういったことがあったのかなかったのかということは別として、ここで補助金の云々ということがありました。そして、今、根拠云々ということもありました。それによって、若干オーバーワークしたような監査になってはいけない。

そして、もしもそういう場合には、文書で示すのではなくて現地視察、口頭でやっていただくということで確認をさせていただきますが、ちょっと質問になってしまいますがこれ、あくまでも意見書の中のあれですので、意見書の中で、そして監査をされた結果が我々もここにありますが、それを見させていただく中でそういうのが、自分自身が散見されましたのでお願いします。

○滝川健司委員長 櫻本監査委員事務局次長。

○櫻本泰朗監査委員事務局次長 今、おっしゃられた意見、ごもっともだと思いますので、意見書の記載については、こちらの内部でも十分検討して適切に記載していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終

わりました。

次に、2番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、新城市決算審査意見書6、総評、56ページ、57ページ、留意点について。

(1) 業務手順書の整備について。

各課等における事務事業に言及されているが、対応、対策は。

(2) 補助金等について。

留意点をどのように受け止め、どう対処していくのか。

(3) 随意契約について。

契約事務の適正化について、特に随意契約への注意点が示されている。市の今後の課題としてどのようにすべきか伺う。

(4) 公有財産の管理について。

指摘された内容についての市の見解と今後の対応は。

(5) 監査委員の総評をどのように受け止め、市民のために生かしていくのか取り組む姿勢と意見を伺う。

以上。

○滝川健司委員長 松井行政課長。

○松井哲也行政課長 それでは、まず私から(1)と(5)についてお答えさせていただきます。

まず、(1)業務手順書の整備ということで、各課等における事務事業に言及されているが、対応・対策はというものでございます。まず、業務手順書の整備につきましては、ここ数年、決算審査等におきまして御指摘をいただいております。

個別業務のリスク管理を行う手段としまして、手順書を作成する中で、各事業に存在しておりますリスクを意識して、担当者間ですとか、係内、また課内などでそういったものを共有すること、また、そのリスクに対するチェック体制の確立が重要であると考えております。各担当部署が抱えているリスクにつきまして、人事異動の引継ぎなど、新たな担

当者が見ても明確になるようなものが理想かなと思っております。

そちらの活用としましては、担当者が業務に際しまして逐次読み返して、気づきがあればその都度修正していくことで、リスクを意識して、業務上のミスの低減につながるものと考えております。

続きまして、(5) 監査委員の総評をどのように受け止め、市民のために生かしていくのか取り組む姿勢と意見を伺うというに対する回答でございます。

御指摘いただきました監査委員の総評につきましては、一般会計及び特別会計に関して記載されています。ですので、一般会計及び特別会計に関わる全ての職員が、それぞれの部署ですとか、業務、また立場において皆さんのおのおのが受け止めるものだと認識しております。そのため、私からは一般的な概念でお答えをこれからさせていただきます。

まず、監査委員の業務につきましては、地方自治体におけます事務に関して、誤謬ですとか不正の発見、そしてそれらの防止、こういったものに加えまして、事務執行の経済性ですとか、効率性、有用性、こういったものために助言を行っていただいているものと認識しております。

そのため、今回の総評につきましても、市民の皆さんの公益を守り、公正な行政を保障するための視点で述べられていると考えますので、我々がそれぞれの部署ですとか業務の中で十分尊重して日々の業務に反映していくべきものと考えております。

○**滝川健司委員長** 佐藤財政課長。

○**佐藤浩章財政課長** それでは、私からは2つ目の補助金等についてお答えさせていただきます。

この決算審査意見書の総評欄に「補助金等について」というのは、平成17年の合併後これまで16回の決算を打っておりますが、その16回のうち10回にわたり「補助金等」につい

て関連した指摘がされていることを確認しております。

これまでも補助金等についての制度、執行等様々な観点からの指摘がありまして、その都度対応をしましてまいりましたが、令和2年度決算に係る留意点についても真摯に受け止め、全庁で取り組んでいかなければならない重要な事項であると認識をしております。

その対応については、先ほどの山口委員への答弁のとおり、毎年補助金等を所管する各課における評価・検証シートによる個別の内部検証と予算編成時の財政課の検証を行うとともに、補助事業の内容指導と管理につきまして、申請や実績報告の提出時に補助要綱に沿った事業目的や積算等が行われているかというのをチェックシートを用いて確認を確実にいき、さらに実施主体への指導等も行ってまいりたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 篠宮財政課副課長。

○**篠宮彰里財政課副課長** それでは、私からは(3)ということで随意契約について、契約事務の適正化、特に随意契約への注意点について、市の今後の課題としてどのようにすべきかということなんですが、まずは、地方公共団体の契約事務というのが、競争入札が大原則でありまして、随意契約というのは地方自治法施行令第167条の2の第1項により定められた要件を満たす場合に適用されるという例外的な方法であるというのが原則になっております。

また、随意契約というのは競争に付する事務手間を省略することができる一方で、その運用自体を誤ってしまうと、適切な価格によって行われるべき契約事務が不適正な価格であったりとか、契約相手の固定化であったりとか、公正を妨げる結果につながるおそれがあるために、随意契約であっても複数の相手から見積書を徴取したり、競争性を確保することとしております。

しかしながら、競争性を確保できない真に

やむを得ない理由によって特定の者と契約を締結するという、いわゆる一者随契というものもございますので、この場合の契約事務については、特に慎重な判断、対応が必要となってきました。

今後ですが、庁内で随意契約の解釈、事務手続が統一かつ公正に行われるようにガイドラインの策定をしております、それを周知するとともに、職員への研修会を開催するという事でさらなる統制を図っております。

今後も引き続き庁内の研修を開催し、契約事務を適正に履行できるようにすべきであると考えております。

○**滝川健司委員長** 中山財政課資産管理室長。

○**中山恭成財政課資産管理室長** 4つ目の公有財産の管理につきましては、まず、安全性・快適性を第一に考えまして、劣化状況や利用状況を踏まえながら長寿命化、集約化、また統廃合等必要な行政サービスはできる限り維持した状態で公共施設の適正化を図ってまいります。

今後は、個別施設計画に基づきまして、地域住民の方をはじめ、各地域協議会や施設利用者、関係団体等との協議を行い、十分な合意形成を図りながら適正な財産管理に努めてまいります。

○**滝川健司委員長** 澤田恵子委員。

○**澤田恵子委員** それでは、(1)業務手順書の整備から、1番と2番については山口委員の質疑、それから行政側からの答弁によって理解することはできましたので、これは省きます。

(3)の随意契約について、こちらから参りたいと思います。

先ほど、答弁の中でこの随意契約の問題点などを指摘していただいて、十分に注意しながら行っていくようにということが言われておりました。その中で、私が気になったところは、この随意契約におけるところで、特例としてある中に、見積書の徴取に対して随意

契約によろうとするときは2人以上の者から見積書を徴さなければならないということが書いてあるんですけども、1人を見積書の徴取でも足りるものとして4項目挙げられています。1項目めが契約の性質または目的により契約書を特定せざるを得ないもの、それから(2)の災害の発生時により緊急を要するもの、3番目に予定価格50万円以下の工事及び製造の請負または10万円以下の物品の購入に係るもの、最後の4点目なんですけれども、ここに前3号に定めるもののほか、市長が2人以上から見積書を徴する必要がないと認めるものとあるんですね。

そうしますと、せっかくこの随意契約の問題点をしっかりと洗い出しをしていただいても、ここで市長が「いいよ、1人で」と言えばよくなってしまおうという内容なんですね。これについて、せっかくそういうふうに随意契約の問題点をしっかりと指摘しているにもかかわらず、市長がやってもいいということについてお伺いします。

○**滝川健司委員長** 穂積市長。

○**穂積亮次市長** せっかくですのでお答えさせていただきます。

まず、事実関係として随意契約を他の要件は満たしていないけれども市長の裁量によって随意契約をしたという事例は、少なくとも私の在任中にはなかったということをまず申し上げたいと思います。

○**澤田恵子委員** なかったんですね。

○**穂積亮次市長** ありません。

それと、その他市長の定めるところという広範な裁量権を地方自治法の各所で認められます。それは、原則的にはそこに4項あるうちの3項のところを厳密に守るとしたとしても、実はその法に書かれていない特殊な状況が生まれたり、あるいは例外的なことが起こったりした場合に、つまりどこにも条項が当てはまらない、事務執行ができなくなるということ为了避免のために市長に対して広範な裁

量権というのが認められているのが自治法の基本的な考え方だと、私は了解をしております。

それだけに、その裁量権の行使に当たっては厳密な節度とモラルが必要になってきます。ですから、当然ながらこの行政執行においては様々な点でリスクがあるのは当然でございます。その中で、不正があれば当然の裁きを受けるべきでしょうし、あるいはまた議会からのチェック、監査委員からのチェックも当然いろんな角度から受けるべきだと思います。

その前に、まずは庁内の中におけるしっかりとした業務の手順、そして市長の倫理規範、こういうものがあまねく徹底化されている必要があると思っております。

随意契約については、これまでも市の事業の中で幾つかやってきたことは事実でございます。それについては、基本的にその3項の中に適応したものとして執行したものと認識をしているところでございます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今の御答弁で、市長の節度、モラル、倫理、これに問われるところであり、今までに使ったことはないとおっしゃっていました。これ、書かなくてもいいのではないかと思うんですけれども。

○滝川健司委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 残念ながら、法の精神はそういうふうになっておりませんで、例えば、権限の列挙については、地方自治法において首長の権限ということについては、いわゆる概括列挙という方法を取っております。等の権限というふうになっていて、例えば逆に議会は制限列挙で、かなりもう1項から11項目まで決められている。

なぜそうなっているかという、事務の執行においては予測外の事態、あるいは法令が想定していない新しい状況、また突発的な事故や災害、こうしたものが特殊的な要件の中で起こる得るわけでありまして。

その中で、市民の福祉を守るためにはその場に応じた判断をしなければならないときがございます。そのために、首長がそこで最終の責任を負うものである、そこにある程度の裁量の権限が与えられているということです。

ただ、私が思うには、首長の現在の権限というのは非常に大きなものがありますので、その点では事務の執行に当たり、あるいは権限の行使に当たっては、常に慎重にあるべきであろうと思えますし、他からの批判、検証に耐え得る執行のプロセスをたどるべきだと。

なので、そこで「その他市長の裁量による」というのがいろんなところに見受けられます。条例、あるいは要綱、その他についてもそうです。それだけに、市長の権限というのは大きなものですから、そこについては十分な注意が必要である。時として起こる、例えば、汚職や腐敗等々というのも実はそこに一方の原因を持っています。

ですので、広範な監査が必要であるということも当然言をまたないと思っております。ですので、その他裁量のところが必要ではないではないかというお考えを持ったとして、それを法のほうに改正されれば我々当然そうすべきであります。私としてはいま現在のところ、法の精神は先ほど申し上げたとおり、想定していない事項に対応する必要、そしてそれによって住民の生命、財産、身体、福祉を守る必要があるということからこの規定があると理解しているところです。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、通念に沿ってこれは当然記載をされている、必要か否かは別として、これはどこでも記載されているものだから記載をされているということで認識していいわけですか。

○滝川健司委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 長くなることを、私は今、いとわないんですけれども、反問してよろし

いでしょうか。

○滝川健司委員長 はい、認めます。

○穂積亮次市長 質問の意味がよく分からないので、もう一度お願いします。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 先ほどから御説明いただく中で、この4番に掲げるものについては、これは市長の裁量権という部分、そして市民の安全、安心、生命を守るという意味でこういったことが書かれているという説明だったんですけども、これは他市、ほかの条件なんかはこの4番が記載されているから書いているのかということなんですけれども、この中でも災害の発生等に緊急を要するものということが書いてあるものですから、例えばいろんなことを決めていくのに、市長が独断で決めていってしまうということが疑義を生じたりとか、そういった部分に当たるという可能性が多いと思うんですね。

そのために、先ほどおっしゃったように監査もいるわけですし、議会のチェック機能もあるわけですので、私はここをあまり使うべきではないと、今まで使ったことがないということなんですけれども、使ったこともないこういったものがここに記載されるんですか。それは通例だからですかね。それを聞いたかっただけなんですけれども。

○滝川健司委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 かなりしつこくお答えしているつもりなんですけども、1から3までの事項というのはかなりきっちり定められていますよね。そのことに当てはまらない条件で、でも判断をしなければならぬという事例があり得るわけです、世の中にはね、世の中にはあり得る。だから、そこで書かれていないことで立ち往生することができない、行政執行というのはですね。なので、そこに首長の最終的な裁量権を与えているというのが法の精神であると。

翻って、じゃあ今まで、私が在任中にそう

した4項のところを使った形で随意契約をした例があるかと問われれば、それはありませんよと。ですから、通常は基本的に上の3項のところには当てはめて随意契約についてはやっているけれども、どれにも当てはまらないけどこれは市長がどうしても必要だと認めて、随意契約にしるよといった例は1つもないということをお聞きしたところなんです。

だからといて、これからはないということはないので、それは要綱なり、条例なりにそういうことが書かれているということ、その基本的な組立てを理解いただければそれほど難しいことではないと思います。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 こちらの4項目については、法で定められていることなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○滝川健司委員長 篠宮財政課副課長。

○篠宮彰里財政課副課長 1者随契の見積りを1人のものから徴取できる場合ということで、先ほど澤田委員がおっしゃられたように、法令とか規定によって価格そのものが定められているときというものと、あとは災害とか特別な事由によってもうその特定の価格によらなければ契約することが不可能であったり、その性質とか目的によって契約相手が特定されるとかというものについては、1人からの徴取ができるとなっております。これは、地方自治法の施行令に基づいたものとなっております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今の金額の面、それから災害等の緊急のとき、それから契約の性質上契約者を特定せざるを得ないということは、今御答弁いただいたんですけども、この4番目についてはお答え。

○滝川健司委員長 4番目については市長が答えられています。

○澤田恵子委員 それが法に。

○滝川健司委員長 地方自治法に。

○澤田恵子委員 それは、4項目めも定められているということですね。分かりました。

○滝川健司委員長 篠宮財政課副課長。

○篠宮彰里財政課副課長 4番目については、先ほど御答弁しました3つのことに一応定めがあるんですが、それ以外の場合でどうしても一者随契でよらなければ何かしらの不利益、市民の福祉だったりとかそういったものを阻害するおそれがあるという特例の場合ということで定めてあるものになりますので、法的に定めてあるのは3つですね。それ以外のもので何かあったときのためにということで、その4番目というものをつくっております。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、1項目めから3項目めまでは地方自治法で定められているけれども、特例として4項目めを記載しているということで理解していいですね。

それでは、こちらのほうは次に参ります。

次の(4)公有財産の管理について、こちらのほうに移ります。

こちらの、新城市公共施設等総合管理計画というのが以前あったんですけども、令和3年度から新城市公共施設個別施設計画というのができたという説明を受けましたけれども、今までありました公共施設個別施設計画の前の公共施設等総合管理計画、これの計画が平成29年から平成58年というふうに長期間での計画になっているんですけども、こちらのほうも見させていただいたんですけども、この間、売却をしたりとか変化が結構ありまして、その中にもアンケートの内容なんかも入っていたんですね。

このアンケートの内容というのは、その当時、平成28年に取ったアンケートの内容でこちらに記載をされているんですけども、それを見ますと、大分状況が変わってきたため、見ても古い感覚がしてしまうんですね。それで、今度の新しい施設個別施設計画というのができたと思うんですけども、こういった

計画について、こういった変化のあるものについては、短期間での計画をされたほうがよりいいかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 中山財政課資産管理室長。

○中山恭成財政課資産管理室長 総合管理計画につきましては、30年間ということですね。

これまたあまり短い期間にしますと、遠い将来的な財政推計も見据えながら負担の軽減というのも考えておりますので、あまり短期間ですとそこら辺が目先のことしかなかなか考えられませんので、中長期的な考えであります。

それで、それにつきまして、今度個別施設計画というのは短期間での計画でございます。今、委員が言われるようにいろんな条件等も社会情勢、条件、いろいろ変わってきますものですから、この短期間につきましては随時見直しをして取り組んでいくというところでございます。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 理解をいたしました。

それでは、最後の(5)番、監査委員の総評をどのように受け止めているかということでお答えいただきました。

1から4について早急に対応していただくようお願いをし、早急な業務手順書などの整備について図っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○滝川健司委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

総括、決算審査意見書の質疑を終了します。

以上で、第98号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第98号議案 令和2年度新城市一般会計決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対理由の各個の事業については、また本会議等で詳しくはしたいとは思いますが、その中の大きな1つの理由なんです、この決算の審査に当たりまして下江前議員が途中で任期退任という形になっているという状況で、質疑を追及したくても当事者がいないという状況がありました。

例えば、下江前議員の監査役の方だったんですけど、それら4人、中西委員、長田委員、柴田委員の市ヶ谷ツアーを含む政務活動費の返還金がありました。これは、去年の決算でも同じく不正受給を市民から疑念を持たれて住民裁判が行われ、その結果政務活動費を返還したということで、これ2年続けて返還をしているという問題であります。

私が質疑で「去年の裁判の反省等があった上で今回も政務活動費の返還が行われたのか」と聞きますと、「そうしたことはなかった」と言われました。市民からのそうした疑念や私たちが議員として下江監査委員自ら返還する内容について質疑をしたくても、本人が8月任期で途中で理由も言わずに辞職してしまったという状況で、9月定例会での監査の大事な質疑をぶつけても晴れません。やはり、監査自ら立候補して立った議員でありますので、途中の任期でやめるということは、私は無責任だと言わざるを得ないと思います。

その中で、1人になった原監査委員の方には、1人でも最後まで仕事をしていただき本当にありがとうございます。

そういった中で、私たちの質問、疑念が本人にぶつけることができなくて質疑が晴れないという状況でありますので、やはり市民からの声では「自分の利害関係ではないか」というような声があったりとか、やはり「裁判への反省点がなくてこの監査をやっているの

ではないか」というような質疑もありましたので、やはり私は政務活動費の返還の決算の質疑が深まらずに、中立公平に欠ける監査になったと私は思いますので、そういったことも含めて反対をしたいと思います。

また、先ほども述べましたが、ほかへの事業については本会議でさせていただきたいと思えます。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 賛成の立場で討論させていただきます。

2日間にわたる本議案についての質疑があったわけですが、その中で、答弁者のほうからる説明がありました。若干ヒューマンエラーに相当する部分だとかそういうものもありましたけれども、しかしながらその後担当部署の皆さんの努力によって、元に服すというか軌道に乗り、今は軌道に乗っていると理解できました。

したがって、決算認定そのものを不可とする理由はありませんので賛否という意味においては賛成といたします。

なお、詳しくは処々については本会議でもって明らかにしたいと思います。

以上、私の賛成討論といたします。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 第98号議案 令和2年度新城市一般会計決算認定について、反対の立場で発言をいたします。

監査委員の意見書にも指摘されているように、内部統制に係る業務手順書の未完成な部分が非常に多いということを感じました。若者議会、高速バス運行事業、学校給食共同調理場建設事業等市の重要な事業において、疑義が生じたり、対応が不鮮明であったり、

税金の使用に当たり明確な説明ができないなど、理解できない内容も目に付くようになっておりました。

反対であることを申し上げ、詳しくは本会議において反対討論いたします。

また、先ほど賛成討論をされました件についてですけれども、ヒューマンエラーという形で表現をされていましたが、それでは内容に言及されていないということで今後のためにもならないと思いますので、それも付け加えさせていただきます。

以上です。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

竹下修平委員。

○**竹下修平委員** それでは、ただいま議題となっております第98号議案 令和2年度新城市一般会計決算認定について、賛成認定すべきという立場で討論をいたします。

今ほど、澤田委員から認定すべきでないという討論がございました。市の各種事業に対して疑義が生じ、今回の委員会の中でも質疑をしても理解ができなかったところがあったということですが、私個人としましては各委員からの質疑に対して、市長部局より真摯に答弁いただいたと思っていますし、その内容をもって理解できたと思っています。

また、詳細については本会議で答弁をさせていただきますと思います。

以上の内容をもって第98号について、賛成認定すべきという討論といたします。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

山口洋一委員。

○**山口洋一委員** ただいまの第98号議案については、賛成ができない、要するに反対という立場で討論します。

それぞれ歳入歳出と大きなお金であったわけですが、予算執行、決算を組むに当たっては若干達成率というのが93%であると

か、90%ということでありまして、特に第2次総合計画に向けてスタートしたということも含めて、事業そのものを否定するわけではありません。

簡単に言いますが、不納欠損が何と前年を43%上回っている状況、そして高速バス、これも実は令和2年度の予算を審査していく中で、議会にも提案はしましたが、修正を打って別にこれだけは検討しましょうよといったけれども、それは実現せずに執行されてきたわけでありまして、なかなか当初の、そのとき申し上げたこと自体が履行されていたのかどうかということが2点目。

そして、2点目ですが、ちなみに3,450数万円は1秒間に11円ずつ実はお金を使ったということでありまして、非常に大きなお金だということで計算してください。3,400万円とぼんと言えればこれは簡単なんです、それを1日、1時間、1分、1秒とやってください。すごいものです。それだけ、実を使ったということがサービスにつながったのかどうかという判断をした中です。

そして、もう1点はやはり監査委員が不在のまま、辞任をしたまま、1人の監査委員にその重き負担をさせさせたというこの部分において、この決算審査そのものが本当に十分なことができたのかということでありまして。

最後に、賛成討論の中で、質疑した中で理解ができましたということは、質疑何もしないのに質疑した人の意見を聞いてそれが理解できたということが一番不可思議なんです。だったら、自分も質疑すべきだと思いますので、そこら踏まえて、そのことはあえて言いませんが、それら踏まえて反対討論とします。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

中西宏彰委員。

○**中西宏彰委員** 私は、第98号議案 令和2年度新城市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、政務活動費の問題が挙げられましたが、昨年のこの場でも使用に当たっては、しっかり反省し、今度気をつけますと述べさせていただきましたが、改めまして反省を基に今度しっかりした対応を取っていきたいと思います。

令和2年度は、令和元年度にスタートした第2次新城市総合計画「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向けた第2期新城まち・ひと・しごと創生総合戦略を始動させた年ですが、新型コロナウイルス感染症、また緊急事態宣言の発令等の影響により多くの事業が中止や延期を余儀なくされ、市民生活に多大なる影響を及ぼした年となりました。

その中であっては、東庁舎の改修事業が完了し、本庁舎とともに新しい体制の整備が図られ、長年懸案事項であった鳳来総合支所周辺整備及び支所の改修事業も着手されました。また、GIGAスクール構想に基づいたICT教育を目指すため、市内小中学校全校に校内通信ネットワークの整備及び児童生徒教員用の1人1台タブレットを配布しICT教育の整備を行うとともに、老朽化した東郷東小学校、東郷中学校の屋内運動場改築工事も完成し、教育環境改善にも努められています。

また、反対討論の御意見にも真摯に耳を傾けていただき、さらなる市政の発展に努めていただくことを申し上げ、本議案の賛成討論とさせていただきます。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第98号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって、第98号議案は認定すべきものと決定しました。

~~~~~

ここで、ここでしばらく休憩します。午後は1時40分から再開します。

休 憩 午後0時38分

再 開 午後1時38分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

次に、第99号議案 令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第99号議案の令和2年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定について、2点伺いたいと思います。

1点目、本市の愛知県への国民健康保険事業費納付金額を伺います。

2点目、納付金額が昨年度よりも1,865万2千円の減額となった主な理由を伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 杉本保険医療課長。

○杉本品子保険医療課長 まず1点目の本市の愛知県への国民健康保険事業費納付金の金額でございますが、事業費納付金につきましては、医療給付分8億7,444万4,184円、後期高齢者支援分3億233万6,106円、介護分9,435万1,211円を合算した12億7,113万1,501円です。

2番目の1,865万2千円の減額となった主な理由でございますが、主な理由につきましては、納付金算定は都道府県が決定するもので、納付金の額は納付金算定基礎額を市町村

ごとの被保険者数と所得総額で案分し、それぞれに医療費水準を反映することにより決定されます。

令和2年度は、愛知県が算定した納付金算定基礎額が前年度より減少したことで、本市の被保険者数が減少したことが主な要因です。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第99号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第99号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第100号議案 令和2年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定から第117号議案 令和2年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの18議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本18議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本18議案を一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第100号議案から第117号議案ま

での18議案を一括して採決します。

本18議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第100号議案から第117号議案までの18議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第118号議案 令和2年度新城市病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○**山口洋一委員** ただいま議題となっております第118号議案 令和2年度新城市病院事業会計決算認定であります。令和2年度新城市病院事業損益計算書というのが提出した資料で頂いております。その6ページであります。

ここにあります特別利益として計上されております固定資産売却益20万円とあります。処分資産のその種類と処分時の簿価及びそれに対する減価償却期間、並びに減価償却引当金の累計額についてお願いします。

○**滝川健司委員長** 服部総務企画課長。

○**服部充伯総務企画課長** 処分した資産ですが、これは平成19年に購入し、約13年使用・経過したX線CT装置1台で、処分時の簿価は税抜き330万円で、減価償却期間は6年、減価償却累計額は6,270万円です。

なおX線CT装置の売却代金は税込み385万円で、決算書4ページの固定資産売却代金363万円、これは残存価格分となります。残りの22万円、税抜き20万円が決算書6ページ記載の固定資産売却益となっております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第118号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第118号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第119号議案 令和2年度新城市水道事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 総括的に質疑通告を出させていただきました。

令和2年度におきましては、料金体系の見直しが行われました。給水人口の減少などによりまして収入の減少というのはずっと続いておるわけです。一方、更新の施設、耐震化も含めていろいろ事業展開もしていただいておりますけれども。

決算から見ました今後における3年に1回の総括原価方式による料金体系の検証、また市民負担を考慮されました独立採算の経営の目途、その辺につきましてお願いをしたいと思います。

○滝川健司委員長 安形経営課長。

○安形保孝経営課長 決算から見た今後における3年に1回の総括原価方式による料金体系の検証につきましては、決算書6ページの営業収益の給水収益は9億4,674万1,975円で、前年度8億8,470万9,047円に対し約6,200万円と給水収益は増加していますが、事業全体では、令和2年度純損失475万4,784円となっ

ており、前年度との対比では約4,100万円の減収となっております。

減収となった原因としましては、上下水道料金の在り方について水道料金等審議会に諮り審議していただき、「令和元年7月に市民負担を考慮した範囲での改定とし、改定後の料金については3年後に再検討すること」との答申を受け、一般会計からの基準外繰入金金の減少を見込み、令和2年4月に上下水道料金の改定を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校のプールの中止や大口利用者の使用水量の減少等により、当初見込んでいた料金改定による増収額を下回ったため、令和2年度決算は赤字となりました。

独立採算の経営目途につきましては、一般会計からの基準外繰入れは令和4年度までの予定となっていることから、前回の料金等審議会の答申に沿って、令和5年度からの独立採算の経営を目指し、事業の効率化を図るとともに、水道料金等審議会において、今後の料金の在り方について検討を行う準備をしているところです。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第119号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第119号議案は認定すべきものと決定しました。



次に、第120号議案 令和2年度新城市工業用水道事業会計決算認定及び第121号議案 令和2年度新城市下水道事業会計決算認定の2議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本2議案を一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第120号議案及び第121号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第120号議案及び第121号議案の2議案は認定すべきものと決定しました。



以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書並びに委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後1時50分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 **滝川健司**